

## 香川県の雇用情勢（令和6年5月分）

- 5月の有効求人倍率（季調値） **1.48倍**（前月差 0.03ポイント）
- 正社員の有効求人倍率（原数値） **1.14倍**（前年同月差 0.02ポイント）
- 雇用情勢判断 「求人が求職を上回って推移しており、緩やかに持ち直しているものの、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」

### 1 求人倍率

- 有効求人倍率(季調値)は、前月より0.03ポイント上昇。154か月連続で1倍台(全国第4位、全国1.24倍)
- 正社員の有効求人倍率(原数値)は、前年同月より0.02ポイント上昇(全国第9位、全国0.94倍)

年 月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
有効求人倍率	1.38	1.37	1.41	1.41	1.45	<b>1.48</b>
正社員有効求人倍率	1.27	1.19	1.17	1.13	1.11	<b>1.14</b>

(注) 1. 有効求人倍率(季調値)の季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。  
2. 令和5年12月以前の季節調整値は、新季節指数により改定されている。

### 2 雇用情勢判断

- 判断を上方修正

変更した月	変更した内容	判断方向
令和6年5月	求人が求職を上回って推移しており、緩やかに持ち直しているものの、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。	上方修正
令和5年10月	求人が求職を上回って推移しているものの、このところ持ち直しの動きに弱さがみられる。物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。	下方修正
令和4年9月	持ち直している	据え置き
令和4年6月	新型コロナウイルス感染症の影響を注視する必要があるものの、持ち直している	据え置き

### 3 新規求人

- 新規求人(原数値)は、8,212人(前年同月比 7.8%増) 2か月連続で増加  
増加した主な産業は、サービス業(他に分類されないもの)、医療、福祉、卸売業、小売業 等  
減少した主な産業は、公務・その他、宿泊業、飲食サービス業、情報通信業 等

年 月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
前年同月比(%)	▲8.8	▲2.4	1.3	▲7.9	6.7	<b>7.8</b>

### 4 新規求職

- 新規求職(原数値)は、3,949人(前年同月比 3.3%減) 2か月ぶりに減少

年 月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
前年同月比(%)	1.0	5.6	▲3.1	▲10.2	4.1	<b>▲3.3</b>

※令和3年9月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者が含まれている。

香川労働局発表  
令和6年6月28日(金)  
午前8:30解禁

## 1. 労働市場

### (1) 概況 有効求人倍率 1.48倍 (前月より0.03ポイント上昇) 全国4位

5月の香川県の有効求人倍率(季節調整値で前月比)は、1.48倍(全国4位)と前月より0.03ポイント上昇した。平成23年8月以降、154か月連続で1倍台となっている。

新規求人(原数値で前年同月比)は、産業別では、サービス業(他に分類されないもの)、医療、福祉、卸売業、小売業等で増加し、公務・その他、宿泊業、飲食サービス業、情報通信業等で減少となり、全体で7.8%増と2か月連続で増加した。有効求人(原数値で前年同月比)は、3.2%増と15か月ぶりに増加した。新規求職(原数値で前年同月比)は、3.3%減と2か月ぶりに減少、有効求職(原数値で前年同月比)は、1.0%増と11か月連続で増加した。

公共職業安定所別の有効求人倍率(原数値)は、高松1.45倍、丸亀1.32倍、坂出1.37倍、観音寺1.17倍、さぬき0.88倍、土庄1.47倍となった。

正社員の有効求人倍率(原数値で前年同月比)は、1.14倍と0.02ポイント上昇した。正社員の新規求人は7.4%増、非正社員の新規求人は8.2%増となったことから、新規求人に占める正社員求人の割合は46.0%と前年同月より0.2ポイント低下した。

このことから、香川県の雇用情勢判断を「求人が求職を上回って推移しており、緩やかに持ち直しているものの、今後も物価上昇等が雇用に与える影響に留意する必要がある。」とした。

### ○ 有効求人倍率の推移(季節調整値)

	5年 5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月	12 月	6年 1月	2月	3月	4月	5月
香川県	1.46	1.45	1.45	1.44	1.42	1.40	1.38	1.38	1.37	1.41	1.41	1.45	<b>1.48</b>
四国	1.33	1.32	1.31	1.30	1.30	1.29	1.27	1.27	1.27	1.29	1.31	1.30	1.27
全国	1.32	1.31	1.30	1.30	1.29	1.29	1.27	1.27	1.27	1.26	1.28	1.26	1.24

(注) 1. 新規学卒者を除き、パートタイムを含む全数。 2. 令和5年12月以前の数値は、新季節指数により改訂。  
3. 有効求人倍率(季節調整値)の季節調整法は、センサス局法Ⅱ(X-12-ARIMA)による。

### (2) 正社員の職業紹介状況 有効求人倍率1.14倍 (前年同月を0.02ポイント上回る)

正社員の有効求人倍率は1.14倍となり、前年同月を0.02ポイント上回った。12か月ぶりに前年同月を上回った。

項目	年 月	年 月			前年同月比、 差 (%、ポイント)
		6年4月	6年5月	5年5月	
正社員新規求人数	(人)	4,138	<b>3,780</b>	3,521	<b>7.4</b>
正社員有効求人数	(人)	11,199	<b>11,192</b>	11,080	<b>1.0</b>
正社員就職件数	(件)	594	<b>538</b>	551	<b>▲2.4</b>
常用フルタイム有効求職者数	(人)	10,101	<b>9,846</b>	9,895	<b>▲0.5</b>
正社員有効求人倍率	(倍)	1.11	<b>1.14</b>	1.12	<b>0.02</b>
正社員充足率	(%)	14.4	<b>14.2</b>	15.6	<b>▲1.4</b>

(注) 1. 正社員有効求人倍率=正社員有効求人数/常用フルタイム有効求職者数(なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれているため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる)  
2. 充足率=正社員就職件数/正社員新規求人数×100

### (3) 求人動向

新規求人数 8,212人 (前年同月比 7.8%増加)

パートを含む新規求人(原数値)は、前年同月比 7.8%増と 2 か月連続で増加した。産業別では、建設業 (5.8%増)、製造業 (4.0%増)、情報通信業 (19.6%減)、運輸業、郵便業 (5.0%増)、卸売業、小売業 (7.4%増)、宿泊業、飲食サービス業 (2.7%減)、生活関連サービス業、娯楽業 (11.0%増)、医療、福祉 (10.0%増)、サービス業 (21.4%増) 等となった。

#### ○産業別新規求人数の前年同月比の推移

産 業	5年12月	6年1月	6年2月	6年3月	6年4月	6年5月
農 林 漁 業	12.3	▲ 47.7	▲ 16.2	▲ 33.0	31.0	▲ 13.2
鉱業、採石業、砂利採取業	100.0	▲ 100.0	133.3	50.0	▲ 100.0	0.0
建設業	7.8	23.5	▲ 14.4	▲ 22.0	44.5	5.8
製造業	▲ 16.8	▲ 19.8	▲ 4.0	▲ 23.7	▲ 13.1	4.0
食料品製造業	▲ 11.8	▲ 33.9	▲ 30.5	▲ 33.2	▲ 29.5	▲ 24.1
繊維工業	▲ 14.3	▲ 26.9	2.4	▲ 23.3	24.4	45.5
パルプ・紙・紙加工品製造業	▲ 47.0	▲ 41.1	86.0	▲ 11.9	▲ 65.4	59.2
印刷・同関連業	▲ 47.4	▲ 6.5	▲ 37.0	▲ 30.0	▲ 23.6	▲ 2.5
プラスチック製品	▲ 25.0	200.0	▲ 44.9	▲ 50.0	52.0	48.1
金属製品	▲ 20.9	5.6	50.6	3.9	11.7	30.9
はん用機械器具	▲ 8.6	▲ 30.6	▲ 5.5	15.7	▲ 18.2	▲ 23.3
生産用機械器具	▲ 15.7	▲ 15.4	21.1	▲ 12.9	16.7	▲ 59.2
電子部品・デバイス・電子回路	12.5	85.7	▲ 53.3	▲ 14.3	75.0	▲ 33.3
電気機械器具	▲ 4.3	▲ 29.6	▲ 44.4	11.4	7.4	39.4
輸送用機械器具製造業	▲ 43.7	▲ 37.4	87.9	▲ 39.7	▲ 22.6	35.6
電気・ガス・熱供給・水道業	0.0	212.5	13.6	▲ 41.2	(400.0)	(14.3)
情報通信業	▲ 41.4	11.6	95.7	▲ 13.5	▲ 74.1	▲ 19.6
運輸業、郵便業	9.9	▲ 21.1	0.2	▲ 5.3	(7.9)	(5.0)
卸売業、小売業	▲ 10.0	▲ 11.2	0.9	▲ 5.5	(▲0.4)	(7.4)
卸売業	▲ 8.2	0.4	▲ 6.7	▲ 8.9	(0.0)	(▲ 24.1)
小売業	▲ 11.2	▲ 15.9	5.4	▲ 2.9	(▲0.5)	(28.4)
金融業、保険業	41.7	4.6	22.2	▲ 8.7	82.8	93.5
不動産業、物品賃貸業	▲ 6.5	26.1	▲ 14.5	▲ 8.5	11.1	5.4
学術研究、専門・技術サービス業	0.0	▲ 6.3	▲ 21.8	▲ 5.8	▲ 6.3	10.7
宿泊業、飲食サービス業	▲ 15.1	▲ 30.6	39.4	▲ 12.7	2.2	▲ 2.7
生活関連サービス業、娯楽業	4.3	17.6	▲ 22.6	31.9	39.6	11.0
教育、学習支援業	▲ 37.8	10.3	▲ 18.2	▲ 9.2	▲ 10.9	13.8
医療、福祉	7.8	6.5	4.9	5.6	(▲6.6)	(10.0)
医療業	2.5	10.7	7.8	3.7	(▲3.7)	(11.9)
社会保険・福祉・介護	12.5	2.6	3.1	8.3	(▲9.3)	(8.0)
複合サービス事業	10.9	3.3	▲ 51.6	22.2	17.0	133.3
サービス業(他に分類されないもの)	▲ 26.9	13.0	15.9	▲ 15.5	(29.2)	(21.4)
公務・その他	▲ 50.7	▲ 0.8	▲ 13.8	13.0	61.7	▲ 11.5

(注) パートタイムを含む全数。令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について( )で示している。

- 建設業 業界全体が慢性的な人手不足にある中で、求人条件の整理・見直しにより求人数が増加するケースが散見される。
- 製造業 従来からある求人の募集人数が徐々に増えるケースや新卒求人が充足せず中途求人の提出があったケース等が散見され8か月ぶりの増加となった。
- 情報通信業 前年にソフトウェア業の事業所からプログラマー、SEの求人がまとまった数で出された反動により減少した。
- 運輸業、郵便業 トラックやバスの運転手求人が増加しておりドライバー不足の厳しい状況が反映されている。
- 卸売業、小売業 卸売業では減少したものの、小売業ではスーパーの合併の影響による求人提出時期のずれのほか、新規求人の提出により全体としては増加となった。
- 宿泊業、飲食サービス業 前年に多数求人を提出していた宿泊業事業所について、条件見直しに伴う求人提出時期のずれが生じたことが減少の要因。
- 生活関連サービス業、娯楽業 美容業における求人提出により増加したほか洗濯業関連でも増加がみられ全体として増加傾向が続いている。
- 医療、福祉 慢性的な人手不足の中で、看護師等の専門職を中心に更新され続ける事業所が多い。
- サービス業 労働者派遣業よりイベントスタッフや小売店店員の求人が提出されたため増加した。
- 公務・その他 各市町村からの保育士や幼稚園教諭等の求人の提出時期のずれ等により減少した。

(4) 求職の動向 **新規求職者数 3,949人 (前年同月比 3.3%減少)**

パートを含む新規求職者(原数値)は、前年同月比3.3%減と2か月ぶりに減少した。うち、一般求職者は7.0%減と2か月ぶりに減少、パート求職者は2.0%増と2か月連続で増加した。

○職業別常用有効求人倍率 (倍)

専 門 ・ 技 術 的 職 業	1.91
事 務 的 職 業	0.56
販 売 の 職 業	2.48
サ - ビ ス の 職 業	3.17
生 産 工 程 の 職 業	2.36
輸 送 ・ 機 械 運 転 の 職 業	2.14
建 設 ・ 採 掘 の 職 業	6.33
運 搬 ・ 清 掃 ・ 包 装 等 の 職 業	1.07

(注)1. 各職業は、雇用期間4か月未満の臨時・季節を除きパートを含む常用の原数値。  
2. 職業分類は、平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分。

※ 職業別の求人・求職の状況について、詳しくは香川労働局ホームページの「事例・統計情報」欄掲載の「労働市場情報」をご覧ください。

(<https://jsite.mhlw.go.jp/kagawa-roudoukyoku/>)

[ 年齢別の動き ]

パートを除く常用新規求職者は前年同月比6.8%減と2か月ぶりに減少した。常用有効求職者は前年同月比0.5%減と9か月ぶりに減少した。

○年齢別常用求職者の前年同月比の推移 (%)

		年 齢 計	24歳以下	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳以上	60歳以上
常用 新規 求職	6年1月	2.7	10.8	1.3	▲8.7	11.2	1.6	▲5.9
	2月	▲4.1	▲7.6	▲12.7	▲4.1	▲6.9	10.4	▲2.1
	3月	▲10.3	▲24.1	▲19.6	▲9.9	▲2.9	0.4	5.2
	4月	3.1	▲0.9	▲2.7	▲3.2	10.4	8.0	▲1.8
	5月	▲6.8	▲4.7	▲3.7	3.8	▲14.2	▲10.3	▲13.6
常用 有効 求職	6年1月	3.3	▲4.9	1.7	▲2.5	7.6	9.3	8.5
	2月	2.7	▲1.5	▲0.9	▲1.3	4.8	9.0	5.0
	3月	0.4	▲4.9	▲6.4	▲2.2	4.5	7.4	6.3
	4月	0.9	▲5.7	▲5.5	1.2	3.8	7.1	5.6
	5月	▲0.5	▲4.4	▲2.5	1.1	▲1.2	2.8	0.9

(注)雇用期間4か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

[ 求職理由別の動き ]

パートを除く常用新規求職者のうち、在職者は前年同月比5.9%減と2か月ぶりに減少、離職者も7.1%減と2か月ぶりに減少した。うち、事業主都合離職者は30.6%減と5か月連続で減少、自己都合離職者は2.0%減と2か月ぶりに減少した。無業者は7.4%減と2か月ぶりに減少した。

○求職理由別常用新規求職者の前年同月比 (%)

		年 齢 計	24歳以下	25～34歳	35～44歳	45～54歳	55歳以上	60歳以上
計		▲6.8	▲4.7	▲3.7	3.8	▲14.2	▲10.3	▲13.6
求 職 理 由	在 職 者	▲5.9	6.3	▲4.7	1.8	▲15.5	▲9.4	▲12.3
	離 職 者	▲7.1	▲16.3	▲0.7	9.1	▲13.3	▲12.0	▲14.7
	事業主都合	▲30.6	27.3	▲25.6	4.2	▲41.9	▲40.0	▲38.2
	自己都合	▲2.0	▲18.8	1.6	9.6	▲3.7	▲3.7	▲15.1
無 業 者		▲7.4	9.4	▲25.8	▲29.6	▲17.4	26.7	14.3

(注)雇用期間4か月未満の臨時・季節及びパートを除く、常用。

(注)令和3年9月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者数が含まれている。

(5) 就職の動向 就職件数 1,307 件 (前年同月比 3.7%増加)

パートを含む就職件数は、前年同月比 3.7%増と 2 か月連続で増加した。うち一般は 2.2%増と 2 か月連続で増加、パートは 5.4%増と 2 か月連続で増加した。

パートを含む新規就職率は 33.1%で、前年同月を 2.2 ポイント上回った。

○就職件数の前年同月比 (%)

	全 数	一 般		パート	
		44 歳以下	45 歳以上		
6 年 1 月	▲3.0	▲17.1	▲25.8	▲4.9	19.3
6 年 2 月	3.8	10.5	4.9	17.3	▲3.0
3 月	▲11.3	▲8.9	▲14.6	▲3.3	▲14.0
4 月	3.2	3.5	▲2.2	10.9	2.9
5 月	3.7	2.2	2.5	1.9	5.4

(注) 令和 3 年 9 月以降の数値より、オンライン上で求職登録した求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数が含まれている。

(6) 雇用保険関係 受給者実人員 3,387 人(前年同月比 2.5%増加)

[ 受給者実人員の動き ]

受給者実人員は、前年同月比 2.5%増と 2 か月連続で増加した。

○年齢別受給者実人員 (人、%)

	受給者実人員	前年同月比
年 齢 計	3,387	2.5
29 歳以下	465	▲0.4
30～44 歳	857	4.1
45～59 歳	1,200	▲0.1
60 歳以上	865	6.1
44 歳以下	1,322	2.5
45 歳以上	2,065	2.4

[ 事業主都合解雇者の動き ]

事業主都合解雇者数は、前年同月比 7.0%増と 4 か月ぶりに増加した。

建設業は 2 か月連続で増加、製造業は 4 か月ぶりに増加、運輸、郵便業は 3 か月連続で減少、卸売・小売業は 3 か月ぶりに増加、宿泊業、飲食サービス業は 5 か月連続で増加、医療、福祉は 3 か月ぶりに減少、サービス業は 2 か月連続で増加した。

○産業別事業主都合解雇者 (人、%)

	解雇者数	前年同月比
産 業 計	152	7.0
建設業	20	42.9
製造業	31	82.4
運輸、郵便業	12	(▲33.3)
卸売・小売業	32	(18.5)
宿泊、飲食サービス業	5	25.0
医療、福祉	17	(▲29.2)
サービス業	14	(133.3)

(注) 1. 「高齢+特例」被保険者を含む。

2. 令和 6 年 4 月以降については令和 5 年 7 月改定の「日本標準産業分類に基づく区分」、令和 6 年 3 月以前については平成 25 年 10 月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分により表章したもの。令和 6 年 4 月以降の対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

## 2. 経済情勢（2024年6月10日 日本銀行高松支店「香川県金融経済概況」より抜粋）

### 概況

- 香川県内の景気は、持ち直しのペースが鈍化している。

すなわち、設備投資は増加している。個人消費は物価上昇の影響を受けつつも、底堅く推移している。住宅投資は弱めの動きとなっている。公共投資は持ち直している。こうした中、企業の生産は持ち直しつつある。雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

### 実体経済

- 最終需要の動向をみると、以下のとおり。

設備投資は、増加している。3月短観における設備投資（全産業）をみると、2023年度は、前年を小幅に下回る見込みとなっている。2024年度は、現時点では、前年を上回る計画となっている。

個人消費は、物価上昇の影響を受けつつも、底堅く推移している。大型小売店の売上は、底堅く推移している。乗用車販売は、弱い動きとなっている。家電販売は、弱めの動きとなっている。

住宅投資は、弱めの動きとなっている。

公共投資は、持ち直している。

- 企業の生産は、持ち直しつつある。

化学は、振れを伴いつつも、高めの水準で推移している。食料品は、横ばい圏内の動きとなっている。汎用・生産用機械は、横ばい圏内の動きとなっている。金属製品は、持ち直しのペースが鈍化している。電気機械は、弱めの動きが続いている。輸送機械は、持ち直しつつある。

- 雇用・所得情勢は、緩やかに改善している。

- 消費者物価（除く生鮮食品）の前年比は、3%程度のプラスとなっている。

2024年5月分

職業別 求人・求職状況  
( 常用的パートタイム )

香川労働局

有効求人数		有効求人倍率 (倍)		有効求職者数			
構成比				構成比	男	女	
7,718	100.0%	1.06	職業計	7,284	100.0%	2,366	4,911
2	0.0%	0.33	A 管理的職業従事者	6	0.1%	4	2
1,319	17.1%	1.65	B 専門的・技術的職業従事者	799	11.0%	148	651
0	0.0%	0.00	07製造技術者(開発)	8	0.1%	7	1
28	0.4%	0.85	08製造技術者(開発を除く)	33	0.5%	14	19
10	0.1%	0.53	09建築・土木・測量技術者	19	0.3%	18	1
45	0.6%	1.67	12医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師	27	0.4%	9	18
340	4.4%	1.29	13保健師, 助産師, 看護師	263	3.6%	10	253
136	1.8%	2.23	14医療技術者	61	0.8%	8	53
46	0.6%	0.94	15その他の保健医療従事者	49	0.7%	14	35
374	4.8%	2.15	16社会福祉専門職業従事者	174	2.4%	13	161
9	0.1%	0.19	22美術家, デザイナー, 写真家, 映像撮影者	48	0.7%	12	36
324	4.2%	3.15	05.06.17~21.23.24その他の専門的職業	103	1.4%	33	70
739	9.6%	0.52	C 事務従事者	1,417	19.5%	232	1,184
580	7.5%	0.46	25一般事務従事者	1,268	17.4%	192	1,075
56	0.7%	1.17	26会計事務従事者	48	0.7%	10	38
31	0.4%	1.41	28営業・販売事務従事者	22	0.3%	4	18
838	10.9%	3.08	D 販売従事者	272	3.7%	62	210
635	8.2%	2.63	32商品販売従事者	241	3.3%	48	193
29	0.4%	1.45	34営業職業従事者	20	0.3%	12	8
2,574	33.4%	3.48	E サービス職業従事者	740	10.2%	151	588
710	9.2%	3.20	36介護サービス職業従事者	222	3.0%	28	194
108	1.4%	3.18	37保健医療サービス職業従事者	34	0.5%	1	32
118	1.5%	4.21	38生活衛生サービス職業従事者	28	0.4%	2	26
704	9.1%	3.40	39飲食物調理従事者	207	2.8%	44	163
616	8.0%	5.50	40接客・給仕職業従事者	112	1.5%	17	95
129	1.7%	3.39	41居住施設・ビル等管理人	38	0.5%	36	2
180	2.3%	1.88	42その他のサービス職業従事者	96	1.3%	23	73
190	2.5%	4.87	F 保安職業従事者	39	0.5%	38	1
72	0.9%	1.11	G 農林漁業従事者	65	0.9%	47	18
485	6.3%	1.90	H 生産工程従事者	255	3.5%	111	144
1	0.0%	0.33	49生産設備制御・監視従事者(金属製品)	3	0.0%	3	0
16	0.2%	1.23	50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	13	0.2%	7	6
40	0.5%	1.90	52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	21	0.3%	18	3
318	4.1%	2.16	53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	147	2.0%	45	102
29	0.4%	2.64	54機械組立従事者	11	0.2%	9	2
40	0.5%	8.00	55機械整備・修理従事者	5	0.1%	5	0
15	0.2%	3.75	57製品検査従事者(金属製品を除く)	4	0.1%	0	4
2	0.0%	0.67	58機械検査従事者	3	0.0%	0	3
18	0.2%	0.38	59生産関連・生産類似作業従事者	47	0.6%	23	24
174	2.3%	1.53	I 輸送・機械運転従事者	114	1.6%	109	5
167	2.2%	1.90	61自動車運転従事者	88	1.2%	84	4
2	0.0%	0.25	64定置・建設機械運転従事者	8	0.1%	8	0
23	0.3%	1.15	J 建設・採掘従事者	20	0.3%	20	0
3	0.0%	—	65建設躯体工事従事者	0	0.0%	0	0
6	0.1%	1.50	66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	4	0.1%	4	0
4	0.1%	0.50	67電気工事従事者	8	0.1%	8	0
10	0.1%	1.25	68土木作業従事者	8	0.1%	8	0
1,302	16.9%	1.00	K 運搬・清掃・包装等従事者	1,305	17.9%	534	770
267	3.5%	1.55	70運搬従事者	172	2.4%	117	55
561	7.3%	1.95	71清掃従事者	288	4.0%	90	198
65	0.8%	1.63	72包装従事者	40	0.5%	8	32
1,314	17.0%	2.36	(福祉関連計)	556	7.6%	54	502

\* 平成21年12月改定の「日本標準職業分類」に基づく区分により表章したものの。

\* 有効求職者数には、オンライン上で求職登録した求職者数を含む。

2024年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金  
(臨時を除く、常用)

香川労働局

単位：円

職業計	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)	
	フルタイム 上限	(月額) 下限		パート 上限		(時間額) 下限
職業計	262,812	～	201,812	1,177	～ 1,061	203,054
A 管理的職業従事者	335,725	～	239,652	-	～ -	295,556
B 専門的・技術的職業従事者	290,034	～	218,208	1,489	～ 1,292	224,252
07製造技術者(開発)	293,226	～	206,118	-	～ -	
08製造技術者(開発を除く)	292,496	～	201,327	1,275	～ 1,075	
09建築・土木・測量技術者	372,935	～	237,631	1,642	～ 1,076	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	407,365	～	308,060	3,493	～ 3,158	
13保健師、助産師、看護師	279,080	～	217,953	1,459	～ 1,240	
14医療技術者	276,029	～	216,103	1,630	～ 1,298	
16社会福祉専門職業従事者	254,160	～	212,802	1,227	～ 1,106	
C 事務従事者	233,161	～	186,146	1,111	～ 1,007	192,949
25一般事務従事者	216,162	～	179,091	1,108	～ 1,008	
26会計事務従事者	254,935	～	200,457	1,090	～ 950	
28営業・販売事務従事者	291,778	～	204,548	1,141	～ 993	
D 販売従事者	276,805	～	209,904	1,060	～ 989	225,574
32商品販売従事者	234,707	～	188,815	1,089	～ 1,010	
34営業職業従事者	290,584	～	216,775	1,069	～ 1,008	
E サービス職業従事者	233,023	～	189,236	1,166	～ 1,030	196,685
36介護サービス職業従事者	229,705	～	189,709	1,319	～ 1,086	
37保健医療サービス職業従事者	207,553	～	174,528	1,243	～ 1,112	
39飲食物調理従事者	228,500	～	188,736	1,082	～ 988	
40接客・給仕職業従事者	256,215	～	198,434	1,110	～ 1,006	
41居住施設・ビル等管理人	183,976	～	172,347	997	～ 993	
F 保安職業従事者	202,675	～	175,858	1,091	～ 1,023	189,167
G 農林漁業従事者	218,481	～	182,419	1,162	～ 980	224,348
H 生産工程従事者	265,067	～	195,569	1,051	～ 994	210,920
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	266,600	～	202,900	1,050	～ 1,010	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	282,194	～	203,457	1,270	～ 1,055	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	237,237	～	188,020	1,017	～ 980	
55機械整備・修理従事者	288,977	～	196,812	1,180	～ 1,085	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	202,411	～	179,554	1,000	～ 950	
58機械検査従事者	400,000	～	180,000	-	～ -	
59生産関連・生産類似作業従事者	301,857	～	211,732	1,074	～ 983	
I 輸送・機械運転従事者	296,245	～	221,665	1,183	～ 1,073	249,406
61自動車運転従事者	292,404	～	222,649	1,185	～ 1,077	
64定置・建設機械運転従事者	344,781	～	224,252	-	～ -	
J 建設・採掘従事者	311,471	～	205,445	1,319	～ 1,060	219,730
65建設躯体工事従事者	302,293	～	196,510	-	～ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	319,846	～	204,007	1,337	～ 1,201	
67電気工事従事者	301,761	～	199,868	-	～ -	
68土木作業従事者	314,330	～	213,399	1,300	～ 918	
K 運搬・清掃・包装等従事者	228,144	～	193,705	1,034	～ 988	185,397
70運搬従事者	243,270	～	203,001	1,124	～ 1,051	
71清掃従事者	212,396	～	186,891	1,016	～ 983	
72包装従事者	204,448	～	185,457	1,039	～ 966	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	218,800	～	183,752	1,017	～ 971	

\* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

\* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

\* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。



2024年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金  
(臨時を除く、常用)

ハローワーク 高松

単位：円

職業計	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)	
	フルタイム 上限	(月額) 下限		パート 上限		(時間額) 下限
職業計	266,576	～	203,964	1,183	～ 1,078	210,166
A 管理的職業従事者	345,921	～	247,315	-	～ -	288,750
B 専門的・技術的職業従事者	291,942	～	217,094	1,504	～ 1,344	231,656
07製造技術者(開発)	301,741	～	212,854	-	～ -	
08製造技術者(開発を除く)	275,885	～	203,623	-	～ -	
09建築・土木・測量技術者	369,063	～	232,258	2,000	～ 1,000	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	451,255	～	328,812	3,595	～ 3,465	
13保健師、助産師、看護師	274,247	～	215,970	1,442	～ 1,269	
14医療技術者	271,084	～	214,594	1,641	～ 1,326	
16社会福祉専門職業従事者	246,047	～	205,986	1,188	～ 1,076	
C 事務従事者	243,045	～	191,741	1,103	～ 1,008	189,557
25一般事務従事者	219,562	～	183,125	1,100	～ 1,010	
26会計事務従事者	281,642	～	216,159	1,167	～ 973	
28営業・販売事務従事者	314,221	～	209,024	1,180	～ 999	
D 販売従事者	285,903	～	219,248	1,113	～ 1,036	226,622
32商品販売従事者	254,439	～	198,534	1,147	～ 1,055	
34営業職業従事者	291,613	～	223,289	973	～ 973	
E サービス職業従事者	235,594	～	190,087	1,146	～ 1,028	197,941
36介護サービス職業従事者	236,517	～	191,124	1,286	～ 1,057	
37保健医療サービス職業従事者	208,048	～	173,506	1,299	～ 1,189	
39飲食物調理従事者	227,461	～	187,712	1,095	～ 997	
40接客・給仕職業従事者	259,072	～	206,707	1,080	～ 1,004	
41居住施設・ビル等管理人	182,974	～	171,868	993	～ 993	
F 保安職業従事者	201,210	～	175,797	1,087	～ 1,018	196,250
G 農林漁業従事者	247,030	～	183,682	1,088	～ 992	226,000
H 生産工程従事者	279,954	～	202,648	1,060	～ 1,004	213,220
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	-	～	-	1,000	～ 920	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	271,546	～	197,924	1,040	～ 1,030	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	256,502	～	203,432	1,079	～ 1,014	
55機械整備・修理従事者	298,921	～	205,262	1,000	～ 947	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	-	～	-	1,000	～ 1,000	
58機械検査従事者	400,000	～	180,000	-	～ -	
59生産関連・生産類似作業従事者	301,846	～	206,320	1,300	～ 1,100	
I 輸送・機械運転従事者	300,151	～	222,531	1,247	～ 1,123	252,174
61自動車運転従事者	297,372	～	222,489	1,247	～ 1,123	
64定置・建設機械運転従事者	329,781	～	229,288	-	～ -	
J 建設・採掘従事者	308,551	～	203,701	-	～ -	232,381
65建設躯体工事従事者	312,054	～	204,095	-	～ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	301,117	～	198,654	-	～ -	
67電気工事従事者	298,521	～	198,642	-	～ -	
68土木作業従事者	326,841	～	215,063	-	～ -	
K 運搬・清掃・包装等従事者	223,893	～	191,735	1,014	～ 977	189,286
70運搬従事者	237,729	～	202,347	1,088	～ 1,012	
71清掃従事者	208,611	～	183,989	1,011	～ 982	
72包装従事者	300,000	～	300,000	1,200	～ 948	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	214,810	～	178,625	988	～ 956	

\* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

\* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

\* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2024年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金  
(臨時を除く、常用)

ハローワーク 丸亀

単位：円

	求 人 賃 金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)	
	フルタイム 上限	(月額) 下限		パート 上限		(時間額) 下限
職業計	258,941	～	200,616	1,183	～ 1,063	210,675
A 管理的職業従事者	-	～	-	-	～ -	-
B 専門的・技術的職業従事者	278,294	～	216,889	1,453	～ 1,199	216,379
07製造技術者(開発)	270,000	～	185,200	-	～ -	
08製造技術者(開発を除く)	325,000	～	175,000	1,275	～ 1,075	
09建築・土木・測量技術者	408,360	～	239,110	1,283	～ 1,152	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	347,500	～	277,500	2,500	～ 1,800	
13保健師、助産師、看護師	267,859	～	212,082	1,461	～ 1,227	
14医療技術者	292,760	～	215,633	1,744	～ 1,256	
16社会福祉専門職業従事者	255,851	～	221,734	1,289	～ 1,163	
C 事務従事者	218,983	～	181,218	1,158	～ 1,033	212,125
25一般事務従事者	215,931	～	178,834	1,152	～ 1,033	
26会計事務従事者	218,363	～	175,363	1,250	～ 959	
28営業・販売事務従事者	240,602	～	191,890	985	～ 950	
D 販売従事者	276,698	～	197,920	1,048	～ 999	259,231
32商品販売従事者	224,112	～	182,129	1,042	～ 991	
34営業職業従事者	299,235	～	204,687	1,200	～ 1,200	
E サービス職業従事者	230,110	～	191,693	1,183	～ 1,047	187,097
36介護サービス職業従事者	222,876	～	193,212	1,321	～ 1,137	
37保健医療サービス職業従事者	205,000	～	184,167	1,150	～ 975	
39飲食物調理従事者	237,527	～	198,196	1,024	～ 978	
40接客・給仕職業従事者	261,554	～	186,015	1,148	～ 1,010	
41居住施設・ビル等管理人	200,000	～	180,000	1,100	～ 1,000	
F 保安職業従事者	210,200	～	171,833	1,100	～ 1,021	-
G 農林漁業従事者	194,383	～	182,083	1,000	～ 920	246,667
H 生産工程従事者	272,075	～	203,430	1,067	～ 1,042	208,125
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	260,000	～	211,600	-	～ -	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	295,146	～	214,578	-	～ -	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	235,870	～	192,338	1,040	～ 1,026	
55機械整備・修理従事者	294,676	～	190,118	1,333	～ 1,240	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	170,625	～	170,625	1,000	～ 900	
58機械検査従事者	-	～	-	-	～ -	
59生産関連・生産類似作業従事者	298,294	～	224,681	920	～ 920	
I 輸送・機械運転従事者	280,737	～	210,883	1,145	～ 987	248,750
61自動車運転従事者	262,726	～	213,473	1,114	～ 984	
64定置・建設機械運転従事者	367,886	～	210,600	-	～ -	
J 建設・採掘従事者	336,823	～	206,796	1,337	～ 1,201	200,000
65建設躯体工事従事者	307,196	～	180,396	-	～ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	381,715	～	218,518	1,337	～ 1,201	
67電気工事従事者	303,650	～	202,950	-	～ -	
68土木作業従事者	320,800	～	206,773	-	～ -	
K 運搬・清掃・包装等従事者	226,805	～	194,701	1,057	～ 1,025	186,552
70運搬従事者	242,353	～	206,325	1,215	～ 1,133	
71清掃従事者	192,170	～	179,827	1,024	～ 1,004	
72包装従事者	187,142	～	178,667	993	～ 993	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	236,031	～	191,008	1,024	～ 999	

\* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

\* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

\* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2024年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金  
(臨時を除く、常用)

ハローワーク 坂出

単位：円

職業計	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)	
	フルタイム 上限	(月額) 下限		パート 上限		(時間額) 下限
職業計	259,914	～	199,711	1,184	～ 1,047	206,266
A 管理的職業従事者	322,500	～	214,000	-	～ -	-
B 専門的・技術的職業従事者	277,738	～	210,413	1,498	～ 1,281	221,538
07製造技術者(開発)	312,500	～	218,750	-	～ -	-
08製造技術者(開発を除く)	290,873	～	200,873	-	～ -	-
09建築・土木・測量技術者	364,286	～	237,143	-	～ -	-
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	289,226	～	249,726	4,325	～ 3,288	-
13保健師、助産師、看護師	283,553	～	221,991	1,472	～ 1,241	-
14医療技術者	286,279	～	222,852	1,483	～ 1,317	-
16社会福祉専門職業従事者	233,951	～	184,927	1,254	～ 1,096	-
C 事務従事者	217,521	～	175,897	1,106	～ 1,006	185,000
25一般事務従事者	211,348	～	170,903	1,093	～ 998	-
26会計事務従事者	-	～	-	-	～ -	-
28営業・販売事務従事者	260,000	～	205,000	1,250	～ 1,050	-
D 販売従事者	270,608	～	203,336	1,136	～ 996	213,333
32商品販売従事者	222,163	～	186,437	1,197	～ 1,007	-
34営業職業従事者	284,173	～	208,068	1,100	～ 990	-
E サービス職業従事者	216,573	～	181,940	1,174	～ 1,015	198,125
36介護サービス職業従事者	212,897	～	185,206	1,230	～ 1,086	-
37保健医療サービス職業従事者	184,407	～	172,189	1,000	～ 940	-
39飲食物調理従事者	209,712	～	182,947	1,079	～ 975	-
40接客・給仕職業従事者	259,333	～	180,850	1,113	～ 988	-
41居住施設・ビル等管理人	-	～	-	-	～ -	-
F 保安職業従事者	-	～	-	-	～ -	-
G 農林漁業従事者	-	～	-	1,425	～ 934	-
H 生産工程従事者	260,490	～	189,057	1,061	～ 958	214,167
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	-	～	-	-	～ -	-
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	301,968	～	199,339	2,000	～ 1,200	-
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	241,445	～	186,205	942	～ 931	-
55機械整備・修理従事者	255,250	～	190,750	940	～ 920	-
57製品検査従事者(金属製品を除く)	-	～	-	-	～ -	-
58機械検査従事者	-	～	-	-	～ -	-
59生産関連・生産類似作業従事者	316,167	～	187,000	1,075	～ 965	-
I 輸送・機械運転従事者	311,282	～	241,622	1,050	～ 1,025	261,250
61自動車運転従事者	307,915	～	243,937	1,050	～ 1,025	-
64定置・建設機械運転従事者	350,000	～	215,000	-	～ -	-
J 建設・採掘従事者	293,065	～	198,375	-	～ -	225,000
65建設躯体工事従事者	322,200	～	201,600	-	～ -	-
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	301,100	～	210,750	-	～ -	-
67電気工事従事者	305,660	～	189,560	-	～ -	-
68土木作業従事者	268,857	～	193,143	-	～ -	-
K 運搬・清掃・包装等従事者	236,894	～	206,430	1,049	～ 987	174,444
70運搬従事者	274,097	～	230,703	1,043	～ 1,016	-
71清掃従事者	-	～	-	994	～ 959	-
72包装従事者	201,803	～	177,946	930	～ 930	-
73その他の運搬・清掃・包装従事者	177,393	～	177,393	1,118	～ 1,008	-

\* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

\* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

\* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2024年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金  
(臨時を除く、常用)

ハローワーク 観音寺

単位：円

職業計	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)	
	フルタイム 上限	(月額) 下限		パート 上限		(時間額) 下限
職業計	254,879	～	194,764	1,133	～ 1,017	201,515
A 管理的職業従事者	-	～	-	-	～ -	-
B 専門的・技術的職業従事者	299,306	～	220,100	1,399	～ 1,153	215,517
07製造技術者(開発)	307,100	～	192,500	-	～ -	
08製造技術者(開発を除く)	470,000	～	190,000	-	～ -	
09建築・土木・測量技術者	320,143	～	228,286	-	～ -	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	500,000	～	300,000	-	～ -	
13保健師、助産師、看護師	284,327	～	210,727	1,460	～ 1,148	
14医療技術者	267,744	～	213,844	1,460	～ 1,190	
16社会福祉専門職業従事者	298,292	～	229,062	1,318	～ 1,151	
C 事務従事者	227,690	～	180,419	1,137	～ 985	183,913
25一般事務従事者	208,434	～	171,737	1,127	～ 981	
26会計事務従事者	221,450	～	182,625	-	～ -	
28営業・販売事務従事者	209,152	～	177,017	920	～ 920	
D 販売従事者	250,981	～	202,078	988	～ 963	195,714
32商品販売従事者	213,300	～	184,897	988	～ 963	
34営業職業従事者	292,088	～	220,822	-	～ -	
E サービス職業従事者	223,883	～	175,252	1,161	～ 1,008	228,000
36介護サービス職業従事者	219,709	～	173,019	1,263	～ 1,009	
37保健医療サービス職業従事者	214,325	～	163,075	1,200	～ 935	
39飲食物調理従事者	220,714	～	177,714	1,034	～ 957	
40接客・給仕職業従事者	222,720	～	197,720	1,118	～ 1,049	
41居住施設・ビル等管理人	-	～	-	-	～ -	
F 保安職業従事者	259,200	～	172,800	1,349	～ 1,301	175,000
G 農林漁業従事者	215,867	～	198,933	1,400	～ 1,150	190,000
H 生産工程従事者	248,233	～	181,546	1,038	～ 986	200,270
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	273,200	～	194,200	1,100	～ 1,100	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	282,569	～	189,137	-	～ -	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	221,847	～	176,800	1,023	～ 958	
55機械整備・修理従事者	261,170	～	183,864	-	～ -	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	195,000	～	175,000	-	～ -	
58機械検査従事者	-	～	-	-	～ -	
59生産関連・生産類似作業従事者	-	～	-	-	～ -	
I 輸送・機械運転従事者	295,731	～	224,000	1,174	～ 1,088	240,000
61自動車運転従事者	295,873	～	222,715	1,174	～ 1,088	
64定置・建設機械運転従事者	378,700	～	241,000	-	～ -	
J 建設・採掘従事者	298,462	～	216,400	-	～ -	192,857
65建設躯体工事従事者	237,600	～	183,600	-	～ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	266,800	～	181,800	-	～ -	
67電気工事従事者	300,000	～	180,000	-	～ -	
68土木作業従事者	312,089	～	231,778	-	～ -	
K 運搬・清掃・包装等従事者	242,967	～	194,456	1,052	～ 994	190,625
70運搬従事者	240,195	～	190,275	1,095	～ 1,062	
71清掃従事者	266,837	～	212,512	1,031	～ 997	
72包装従事者	210,000	～	185,000	1,078	～ 981	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	245,783	～	202,093	1,024	～ 920	

\* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

\* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

\* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2024年5月分

## 職業別 求人賃金、求職者希望賃金

(臨時を除く、常用)

ハローワーク さぬき

単位：円

職業計	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)	
	フルタイム 上限	(月額) 下限		パート 上限		(時間額) 下限
職業計	260,203	～	201,845	1,171	～ 1,030	205,165
A 管理的職業従事者	238,300	～	190,000	-	～ -	-
B 専門的・技術的職業従事者	305,327	～	233,076	1,535	～ 1,285	215,556
07製造技術者(開発)	270,000	～	210,000	-	～ -	-
08製造技術者(開発を除く)	281,650	～	219,075	-	～ -	-
09建築・土木・測量技術者	377,138	～	246,688	-	～ -	-
12医師, 歯科医師, 獣医師, 薬剤師	305,000	～	290,000	2,650	～ 2,175	-
13保健師, 助産師, 看護師	299,000	～	227,254	1,495	～ 1,174	-
14医療技術者	258,631	～	226,564	1,634	～ 1,344	-
16社会福祉専門職業従事者	302,857	～	243,286	1,285	～ 1,164	-
C 事務従事者	226,813	～	182,781	1,026	～ 963	194,667
25一般事務従事者	221,357	～	178,893	1,076	～ 981	-
26会計事務従事者	-	～	-	920	～ 920	-
28営業・販売事務従事者	280,000	～	230,000	-	～ -	-
D 販売従事者	279,764	～	199,856	992	～ 921	229,091
32商品販売従事者	286,463	～	201,463	1,061	～ 925	-
34営業職業従事者	277,936	～	199,418	-	～ -	-
E サービス職業従事者	255,424	～	198,943	1,318	～ 1,076	190,000
36介護サービス職業従事者	251,922	～	197,074	1,608	～ 1,185	-
37保健医療サービス職業従事者	228,333	～	183,333	1,400	～ 1,200	-
39飲食物調理従事者	327,000	～	233,667	1,060	～ 954	-
40接客・給仕職業従事者	178,000	～	171,500	960	～ 945	-
41居住施設・ビル等管理人	-	～	-	-	～ -	-
F 保安職業従事者	193,920	～	193,920	972	～ 940	-
G 農林漁業従事者	204,200	～	173,900	1,112	～ 968	212,500
H 生産工程従事者	232,655	～	183,964	1,013	～ 954	221,905
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	-	～	-	-	～ -	-
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	239,650	～	197,250	1,000	～ 960	-
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	217,227	～	175,873	981	～ 933	-
55機械整備・修理従事者	288,960	～	198,715	1,500	～ 1,200	-
57製品検査従事者(金属製品を除く)	-	～	-	-	～ -	-
58機械検査従事者	-	～	-	-	～ -	-
59生産関連・生産類似作業従事者	-	～	-	1,000	～ 1,000	-
I 輸送・機械運転従事者	264,488	～	200,458	940	～ 920	264,286
61自動車運転従事者	264,488	～	200,458	940	～ 920	-
64定置・建設機械運転従事者	-	～	-	-	～ -	-
J 建設・採掘従事者	296,339	～	217,561	1,300	～ 918	250,000
65建設躯体工事従事者	209,950	～	187,850	-	～ -	-
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	-	～	-	-	～ -	-
67電気工事従事者	326,100	～	241,050	-	～ -	-
68土木作業従事者	300,817	～	214,683	1,300	～ 918	-
K 運搬・清掃・包装等従事者	219,708	～	184,658	1,036	～ 962	172,000
70運搬従事者	220,768	～	179,417	1,033	～ 980	-
71清掃従事者	234,167	～	200,000	1,078	～ 973	-
72包装従事者	-	～	-	970	～ 920	-
73その他の運搬・清掃・包装従事者	203,130	～	179,797	947	～ 930	-

\* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

\* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

\* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

2024年5月分

職業別 求人賃金、求職者希望賃金  
(臨時を除く、常用)

ハローワーク土庄

単位：円

職業計	求人賃金				求職者希望賃金 フルタイム (月額)	
	フルタイム 上限	(月額) 下限		パート 上限		(時間額) 下限
職業計	260,761	～	200,951	1,123	～ 968	197,097
A 管理的職業従事者	-	～	-	-	～ -	350,000
B 専門的・技術的職業従事者	299,002	～	229,240	1,340	～ 1,050	187,500
07製造技術者(開発)	200,000	～	157,700	-	～ -	
08製造技術者(開発を除く)	-	～	-	-	～ -	
09建築・土木・測量技術者	408,520	～	279,315	-	～ -	
12医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	261,000	～	239,500	-	～ -	
13保健師、助産師、看護師	292,570	～	228,596	1,800	～ 1,100	
14医療技術者	256,600	～	204,300	-	～ -	
16社会福祉専門職業従事者	212,763	～	188,763	1,010	～ 960	
C 事務従事者	193,365	～	164,130	982	～ 949	200,000
25一般事務従事者	190,631	～	163,131	948	～ 948	
26会計事務従事者	159,616	～	149,688	1,050	～ 950	
28営業・販売事務従事者	280,000	～	200,000	-	～ -	
D 販売従事者	219,187	～	176,798	1,098	～ 933	200,000
32商品販売従事者	209,455	～	169,241	1,098	～ 933	
34営業職業従事者	253,250	～	203,250	-	～ -	
E サービス職業従事者	222,400	～	189,370	1,176	～ 973	150,000
36介護サービス職業従事者	201,867	～	168,685	1,260	～ 952	
37保健医療サービス職業従事者	190,000	～	169,700	1,250	～ 1,000	
39飲食物調理従事者	240,000	～	220,000	1,143	～ 963	
40接客・給仕職業従事者	250,000	～	212,000	1,170	～ 1,014	
41居住施設・ビル等管理人	-	～	-	-	～ -	
F 保安職業従事者	-	～	-	-	～ -	-
G 農林漁業従事者	180,000	～	159,460	-	～ -	-
H 生産工程従事者	264,303	～	183,800	950	～ 920	250,000
50生産設備制御・監視従事者(金属製品を除く)	-	～	-	-	～ -	
52製品製造・加工処理従事者(金属製品)	206,220	～	176,400	-	～ -	
53製品製造・加工処理従事者(金属製品を除く)	269,867	～	182,133	950	～ 920	
55機械整備・修理従事者	-	～	-	-	～ -	
57製品検査従事者(金属製品を除く)	320,000	～	220,000	-	～ -	
58機械検査従事者	-	～	-	-	～ -	
59生産関連・生産類似作業従事者	-	～	-	-	～ -	
I 輸送・機械運転従事者	299,663	～	193,338	1,000	～ 959	186,667
61自動車運転従事者	299,663	～	193,338	1,000	～ 918	
64定置・建設機械運転従事者	-	～	-	-	～ -	
J 建設・採掘従事者	342,400	～	200,267	-	～ -	-
65建設躯体工事従事者	-	～	-	-	～ -	
66建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)	313,600	～	190,400	-	～ -	
67電気工事従事者	-	～	-	-	～ -	
68土木作業従事者	400,000	～	220,000	-	～ -	
K 運搬・清掃・包装等従事者	208,486	～	167,541	1,062	～ 957	150,000
70運搬従事者	247,000	～	163,220	1,350	～ 1,074	
71清掃従事者	-	～	-	974	～ 921	
72包装従事者	215,072	～	175,072	1,031	～ 944	
73その他の運搬・清掃・包装従事者	156,800	～	156,800	1,030	～ 945	

\* 集計月の新規求人、新規求職者を対象として、各項目毎に単純平均したものです。

\* 集計表中で「-」表示は、対象となるデータがないことを表しています。

\* 求職者希望賃金は、ハローワーク利用登録者の方のみの数値です。

# 令和6年5月分 消費者物価指数(高松市)

前年同月比は上昇 -総合-

令和2(2020)年=100	総合指数	107.9
	前月比	0.9% 上昇
	前年同月比	3.6% 上昇
	生鮮食品を除く総合指数	107.3
	生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数	106.3

## 1. 概況

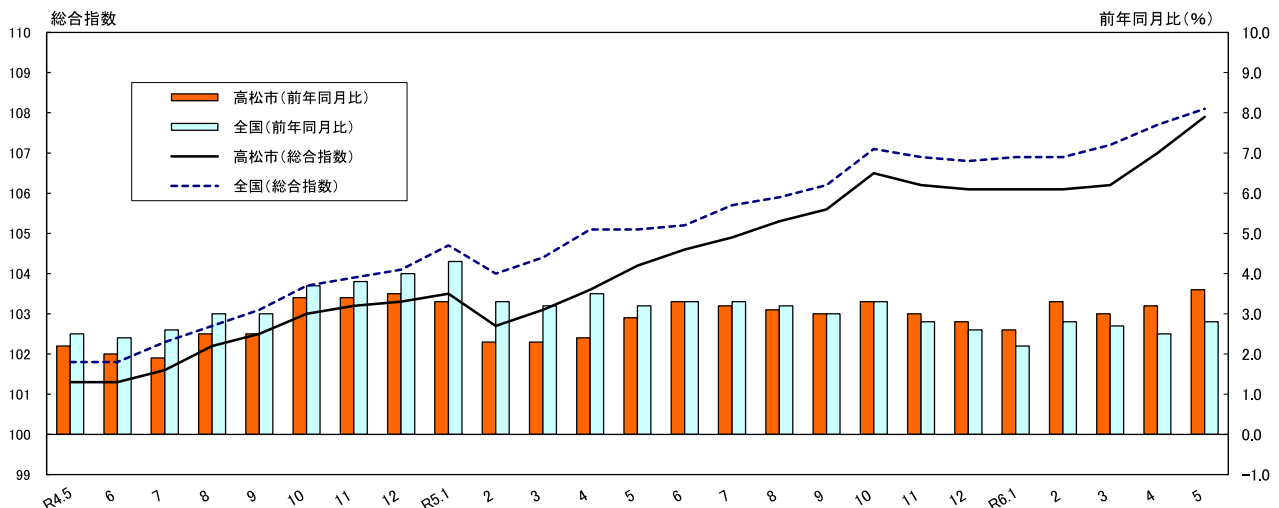
- (1) **総合指数**は令和2年を100として107.9となり、前月比は0.9%の上昇、前年同月比は3.6%の上昇となった。  
10大費目指数の動きを前月比で見ると、「光熱・水道」「家具・家事用品」「食料」「保健医療」「交通・通信」「教育」「諸雑費」「教養娯楽」の8費目が上昇し、「被服及び履物」が下落した。
- (2) **生鮮食品を除く総合指数**は107.3となり、前月比は0.8%の上昇、前年同月比は3.4%の上昇となった。
- (3) **生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数**は106.3となり、前月比は0.6%の上昇、前年同月比は2.8%の上昇となった。

## 2. 10大費目の指数、前月比<上昇下落した主な項目(品目)>、前年同月比

令和2(2020)年=100

費目	指数	前月比%	前年同月比%	上昇した主な項目<品目> (前月比%)	下落した主な項目<品目> (前月比%)
総合	107.9	0.9	3.6		
生鮮食品を除く総合	107.3	0.8	3.4		
生鮮食品及びエネルギーを除く総合	106.3	0.6	2.8		
食料	118.3	1.3	5.1	乳卵類<ヨーグルト、牛乳 など> 6.1	
住居	101.7	0.0	1.1		
光熱・水道	110.9	3.8	11.6	電気代 6.7	
家具・家事用品	118.5	2.8	3.2	家事雑貨<物干し用ハンガー、電球・ランプ など> 4.5	
被服及び履物	108.1	△0.7	1.8		他の被服<男子用靴下、帽子 など> △2.5
保健医療	104.2	0.6	1.1	保健医療用品・器具<眼鏡、生理用ナプキン など> 2.4	
交通・通信	97.5	0.5	2.9	自動車等関係費<自動車整備費(定期点検)、カーナビゲーション など> 0.9	
教育	97.0	0.4	0.5	授業料等<PTA会費(中学校) など> 0.7	
教養娯楽	111.6	0.3	4.5	教養娯楽用品<切り花(カーネーション)、切り花(きく) など> 1.6	
諸雑費	104.6	0.4	1.3	理美容用品<電気かみそり、手洗い用石けん など> 0.9	

## 3. 高松市消費者物価指数(総合指数)の推移 令和2(2020)年=100



## 消費者物価指数の推移

年 月	高 松 市 令和2(2020)年=100			全 国 令和2(2020)年=100			国内企業物価指数(※) 令和2(2020)年=100		
	指数	前月比 (%)	前年比 (%)	指数	前月比 (%)	前年比 (%)	指数	前月比 (%)	前年比 (%)
平成26年平均	97.4	-	3.0	97.5	-	2.7	102.0	-	3.1
27	98.4	-	1.0	98.2	-	0.8	99.7	-	△2.3
28	98.3	-	△0.1	98.1	-	△0.1	96.2	-	△3.5
29	98.7	-	0.4	98.6	-	0.5	98.4	-	2.3
30	99.8	-	1.1	99.5	-	1.0	101.0	-	2.6
令和元年	100.2	-	0.4	100.0	-	0.5	101.2	-	0.2
2	100.0	-	△0.2	100.0	-	0.0	100.0	-	△1.2
3	99.7	-	△0.3	99.8	-	△0.2	104.6	-	4.6
4	101.7	-	2.1	102.3	-	2.5	114.9	-	9.8
5	104.7	-	2.9	105.6	-	3.2	119.7	-	4.2
令和4年5月	101.3	0.1	2.2	101.8	0.3	2.5	113.5	0.0	9.6
6	101.3	0.0	2.0	101.8	0.0	2.4	114.5	0.9	9.8
7	101.6	0.3	1.9	102.3	0.5	2.6	115.4	0.8	9.5
8	102.2	0.5	2.5	102.7	0.4	3.0	115.9	0.4	9.8
9	102.5	0.3	2.5	103.1	0.4	3.0	117.0	0.9	10.4
10	103.0	0.5	3.4	103.7	0.6	3.7	118.2	1.0	9.7
11	103.2	0.2	3.4	103.9	0.2	3.8	119.2	0.8	10.0
12	103.3	0.1	3.5	104.1	0.2	4.0	119.9	0.6	10.6
令和5年1月	103.5	0.2	3.3	104.7	0.5	4.3	119.9	0.0	9.5
2	102.7	△0.8	2.3	104.0	△0.6	3.3	119.6	△0.3	8.3
3	103.1	0.4	2.3	104.4	0.4	3.2	119.7	0.1	7.4
4	103.6	0.5	2.4	105.1	0.6	3.5	120.1	0.3	5.8
5	104.2	0.5	2.9	105.1	0.1	3.2	119.3	△0.7	5.1
6	104.6	0.4	3.3	105.2	0.1	3.3	119.2	△0.1	4.1
7	104.9	0.2	3.2	105.7	0.5	3.3	119.5	0.3	3.6
8	105.3	0.4	3.1	105.9	0.3	3.2	119.8	0.3	3.4
9	105.6	0.2	3.0	106.2	0.3	3.0	119.6	△0.2	2.2
10	106.5	0.8	3.3	107.1	0.9	3.3	119.5	△0.1	1.1
11	106.2	△0.2	3.0	106.9	△0.2	2.8	119.8	0.3	0.5
12	106.1	△0.1	2.8	106.8	△0.1	2.6	120.2	0.3	0.3
令和6年1月	106.1	0.0	2.6	106.9	0.1	2.2	120.2	0.0	0.3
2	106.1	△0.1	3.3	106.9	0.0	2.8	120.4	0.2	0.7
3	106.2	0.1	3.0	107.2	0.3	2.7	120.8	0.3	0.9
4	107.0	0.7	3.2	107.7	0.4	2.5	121.4	0.5	1.1
5	<b>107.9</b>	<b>0.9</b>	<b>3.6</b>	<b>108.1</b>	<b>0.4</b>	<b>2.8</b>	<b>122.2</b>	<b>0.7</b>	<b>2.4</b>

注) 前月比及び前年同月比は各基準年の公表値による。

変化率、寄与度及び寄与率は、端数処理前の指数値を用いて計算しているため、端数処理後の指数が前月と同様であっても、前月比などが下落・上昇する場合がある。

※ 日本銀行調査統計局資料  
最近月(年)は速報値



## 高松市消費者物価指数（10大費目）

令和2(2020)年=100

年 月	総合	生鮮食品 を除く総合	生鮮食品及び エネルギーを 除く総合	食料	住居	光熱・水道	家具・家事用品	被服及び履物	保健医療	交通・通信	教育	教養娯楽	諸雑費	
平成28年平均	98.3	98.5	99.1	95.7	100.2	93.9	98.6	99.0	97.7	100.4	104.3	97.6	101.5	
29	98.7	98.9	99.0	95.9	100.1	96.8	97.7	98.9	98.5	100.8	105.6	98.2	101.8	
30	99.8	99.9	99.5	97.3	100.2	100.3	96.0	99.7	98.5	102.1	105.9	99.5	102.1	
令和元年	100.2	100.4	100.0	98.4	100.1	101.8	98.5	100.6	100.7	101.0	104.6	100.6	102.2	
2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
3	99.7	99.6	99.1	100.3	99.9	101.9	100.7	102.4	99.7	95.1	100.6	101.2	101.2	
4	101.7	101.5	100.0	104.8	100.1	111.9	105.3	105.4	100.0	93.5	99.1	102.8	102.2	
5	104.7	104.2	103.5	112.9	100.6	103.8	114.8	105.2	102.5	95.7	96.7	107.2	103.4	
令和5年5月	104.2	103.8	103.4	112.6	100.6	99.4	114.8	106.2	103.0	94.8	96.6	106.7	103.3	
6	104.6	104.3	103.3	112.1	100.6	107.4	115.4	106.5	102.7	95.3	96.9	106.0	103.5	
7	104.9	104.5	103.6	112.4	100.5	105.9	115.6	103.2	102.7	96.4	96.9	107.7	103.2	
8	105.3	104.9	104.0	113.3	100.6	104.0	113.8	102.4	102.6	97.3	96.9	110.0	104.4	
9	105.6	104.9	104.2	115.0	100.7	100.7	115.3	105.7	103.1	97.5	96.9	108.4	103.5	
10	106.5	105.6	104.7	116.1	100.7	106.7	118.2	106.1	103.0	97.2	96.9	109.7	103.7	
11	106.2	105.6	104.9	116.3	100.6	105.6	117.1	107.5	103.4	96.2	96.9	109.2	103.9	
12	106.1	105.7	104.9	115.5	100.6	107.0	115.7	106.9	103.4	96.6	95.7	110.0	103.9	
令和6年1月	106.1	105.6	104.7	115.2	101.4	107.1	114.4	104.8	103.5	96.8	95.8	109.6	103.8	
2	106.1	105.7	104.8	114.6	101.8	107.2	114.9	104.6	103.4	96.4	95.8	110.5	104.0	
3	106.2	105.8	105.1	115.4	101.7	104.8	115.2	106.6	103.4	96.3	95.4	111.3	104.0	
4	107.0	106.5	105.6	116.8	101.7	106.8	115.3	108.9	103.5	97.0	96.7	111.2	104.2	
5	107.9	107.3	106.3	118.3	101.7	110.9	118.5	108.1	104.2	97.5	97.0	111.6	104.6	
前月比(%)	令和5年5月	0.5	0.4	0.4	1.3	0.0	1.1	△0.6	△0.6	0.6	0.3	0.7	0.8	0.0
	6	0.4	0.5	△0.1	△0.4	0.0	8.0	0.5	0.3	△0.3	0.6	0.4	△0.7	0.2
	7	0.2	0.2	0.2	0.3	0.0	△1.3	0.2	△3.0	0.1	1.1	0.0	1.6	△0.3
	8	0.4	0.4	0.4	0.7	0.0	△1.8	△1.6	△0.8	△0.1	0.9	0.0	2.1	1.2
	9	0.2	0.0	0.2	1.5	0.1	△3.2	1.3	3.2	0.4	0.2	0.0	△1.4	△0.9
	10	0.8	0.7	0.5	1.0	0.0	6.0	2.5	0.4	△0.1	△0.3	0.0	1.2	0.2
	11	△0.2	0.0	0.2	0.2	△0.1	△1.1	△0.9	1.3	0.4	△1.0	0.0	△0.4	0.2
	12	△0.1	0.1	△0.1	△0.8	0.0	1.4	△1.2	△0.5	0.0	0.3	△1.3	0.7	0.0
	令和6年1月	0.0	△0.1	△0.1	△0.2	0.8	0.1	△1.1	△1.9	0.1	0.3	0.1	△0.3	△0.1
	2	△0.1	0.1	0.1	△0.6	0.3	0.1	0.4	△0.2	△0.1	△0.4	0.0	0.8	0.2
前年同月比(%)	令和5年5月	2.9	2.7	3.9	8.8	0.5	△11.4	12.3	0.0	3.1	2.0	△1.7	3.1	1.2
	6	3.3	3.2	3.9	7.7	0.4	△4.4	11.7	0.9	3.1	2.7	△1.3	3.6	1.3
	7	3.2	3.0	3.6	8.1	0.5	△5.8	9.8	△0.7	2.8	2.5	△1.3	4.6	0.9
	8	3.1	2.9	3.5	8.1	0.5	△7.6	5.2	△1.1	2.7	3.4	△1.3	5.1	1.2
	9	3.0	2.6	3.4	8.3	0.6	△10.6	8.5	△1.4	3.2	3.7	△1.3	4.1	1.2
	10	3.3	2.9	3.5	7.7	0.5	△5.4	6.7	△1.2	3.0	3.1	△1.3	6.6	1.2
	11	3.0	2.6	3.4	6.8	0.2	△6.6	5.3	0.0	3.3	2.2	△1.3	7.8	1.4
	12	2.8	2.6	3.2	6.0	0.2	△5.6	4.2	△0.4	3.4	2.5	△2.6	7.8	1.5
	令和6年1月	2.6	2.5	3.1	5.1	1.0	△5.5	3.1	1.3	3.4	2.8	△1.0	6.2	1.2
	2	3.3	3.3	2.8	4.1	1.2	9.0	3.3	2.2	2.6	2.6	△1.0	6.2	1.4
3	3.0	2.9	2.6	5.0	1.2	6.6	1.3	1.0	0.7	1.8	△1.3	5.8	0.9	
4	3.2	3.0	2.6	5.1	1.1	8.6	△0.2	1.9	1.1	2.7	0.9	5.0	0.9	
5	3.6	3.4	2.8	5.1	1.1	11.6	3.2	1.8	1.1	2.9	0.5	4.5	1.3	

注) 前月比及び前年同月比は各基準年の公表値による。



事業主、  
労務担当者様

ぜひ

秘密  
厳守

相談・  
専門家派遣  
無料

# 専門家に ご相談ください!

(社会保険労務士等)

## ☑ 取組みはお済みですか？

- 中小企業の月60時間を超える  
割増賃金率の引き上げ 義務化(2023年4月)
- 育児・介護休業法改正 全面施行(2023年4月)
- パワーハラスメント防止措置 全面施行(2022年4月)
- 同一労働同一賃金
- 時間外労働の上限規制
- 年5日の年次有給休暇の確実な取得



ご都合に合わせた  
相談方法が選べる!

「香川働き方改革推進支援センター」では、働き方改革関連法の  
内容にとどまらず、令和3年6月に改正された育児・介護休業法、  
男性の育児休業取得促進、仕事と育児や介護の両立支援、不妊治療  
と仕事との両立、職場におけるハラスメント防止措置、良質なテレ  
ワーク、多様な正社員制度、兼業・副業など多様な働き方の実現に  
向け、働き方改革を進める魅力ある企業に人材が集まるように支援  
を行います。

相談方法

- 1 訪問コンサルティング
- 2 オンラインコンサルティング
- 3 電話・メール・来所

オンラインでの  
ご相談にも対応可能



## 香川働き方改革推進支援センター

TEL 0120-000-849

受付時間 平日9:00~17:00

住所 〒760-0023 香川県高松市寿町2-2-10 高松寿町プライムビル2階

MAIL hk37@mb.langate.co.jp FAX 087-826-0421

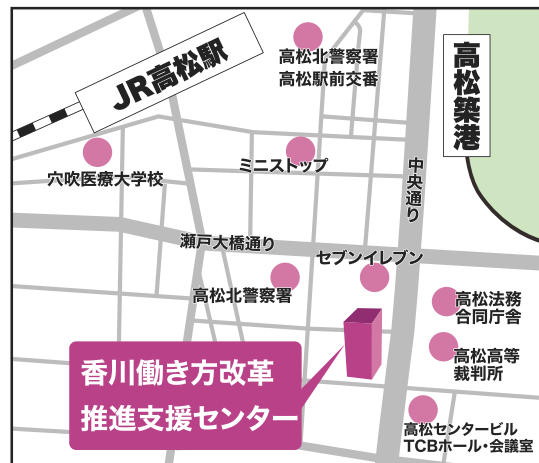
X @37\_hatarakikata

URL <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/kagawa/>

相談・セミナー情報詳細は、  
ホームページをご覧ください。

厚労省 香川 働き方改革

検索



# 訪問コンサルティング・セミナー開催申込書

香川働き方改革推進支援センター 宛

MAIL : hk37@mb.langate.co.jp  
FAX : 087-826-0421

事業場名 ・団体名			
ご担当者 氏名			
所在地	〒 -		
連絡先	電話		FAX
	E-MAIL		
訪問・ セミナー 開催 希望日	・ 令和 年 月 日 ( ) セミナー ・ 訪問 ・ 令和 年 月 日 ( ) セミナー ・ 訪問 ・ 令和 年 月 日 ( ) セミナー ・ 訪問 <input type="checkbox"/> <b>オンライン希望</b> ※ 後日、日程調整のお電話を差し上げます。		
相談内容・ セミナー テーマ ✓をお付け 下さい	<input type="checkbox"/> 残業時間の上限規制 <input type="checkbox"/> 人手不足 <input type="checkbox"/> 各種助成金の申請・活用 <input type="checkbox"/> 最低賃金制度 <input type="checkbox"/> 36 協定 <input type="checkbox"/> 無期転換制度 <input type="checkbox"/> 同一労働同一賃金 (非正規労働者待遇改善) <input type="checkbox"/> 生産性向上への対応 <input type="checkbox"/> 就業規則・賃金規定等の見直し <input type="checkbox"/> 賃金制度全般 <input type="checkbox"/> テレワーク <input type="checkbox"/> 職務分析・職務評価 <input type="checkbox"/> 育児・介護制度の整備 <input type="checkbox"/> 高度プロフェッショナル制度 <input type="checkbox"/> 年次有給休暇の取得義務付け <input type="checkbox"/> パワハラ防止 (ハラスメント全般) <input type="checkbox"/> 女性の活躍推進 <input type="checkbox"/> その他 【 】		

【個人情報の取り扱いについて】

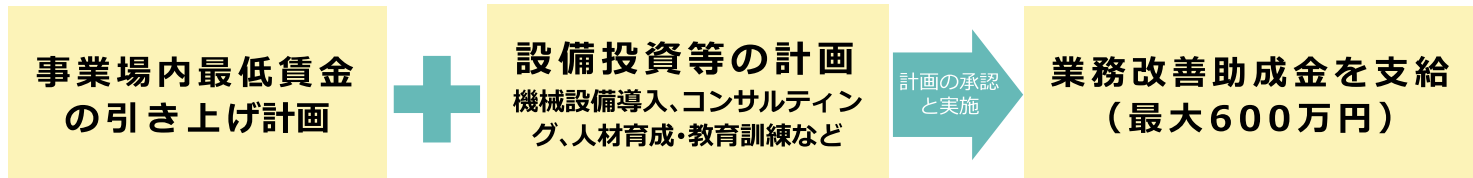
- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（事業実施機関。以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問合せ先：  
情報通信部 PMR 担当 E-MAIL : privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和 6 年度 中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援のためのみに利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家）に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である香川労働局に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※ 上記内容について  同意する (チェックしてください)

申請期限：令和6年12月27日  
 (事業完了期限：令和7年1月31日)

## 業務改善助成金とは？

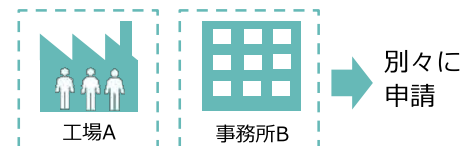
業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

## 対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。  
 また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮</li> <li>・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮</li> </ul>
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が898円 → 助成率9/10
- 8人の労働者を988円まで引き上げ（90円コース） → 助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円  
 (= 600万円 × 9/10)

(設備投資費用 × 助成率)

>

450万円  
 (= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

# 助成上限額・助成率

## 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

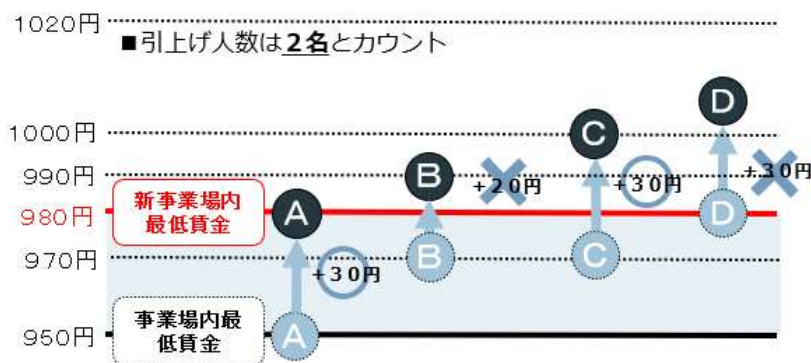
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

## 「引き上げる労働者数」の教え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げるにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。  
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**



## 助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

( ) 内は生産性要件を満たした事業場の場合

## 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント*以上低下している事業者

\*「%ポイント(パーセントポイント)」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

## <事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。  
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)  
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。  
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

## 助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



## 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

### 生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていた



**事例2** 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

**企業概要** 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

**課題と対応** アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないうかがあった。

**実施概要** 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

**<導入前>** **<導入後>** **さらなる工夫** セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に削減

**実施結果** 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人できるようになった。また、その分、顧客に目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

**成果** 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。

**助成金活用のきっかけ** 中小企業診断士の提案

### 生産性向上のヒント集 検索

**事例7** リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

**企業概要** 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

**課題と対応** 車椅子利用者の送迎時には2名で行き送迎はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干したり取り込んだりする手間と時間がかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

**実施概要** 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

**<導入前>** **<導入後>**

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

**実施結果** リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

**成果** 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

**助成金活用のきっかけ** 社会保険労務士の提案

## 賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要がございます。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)



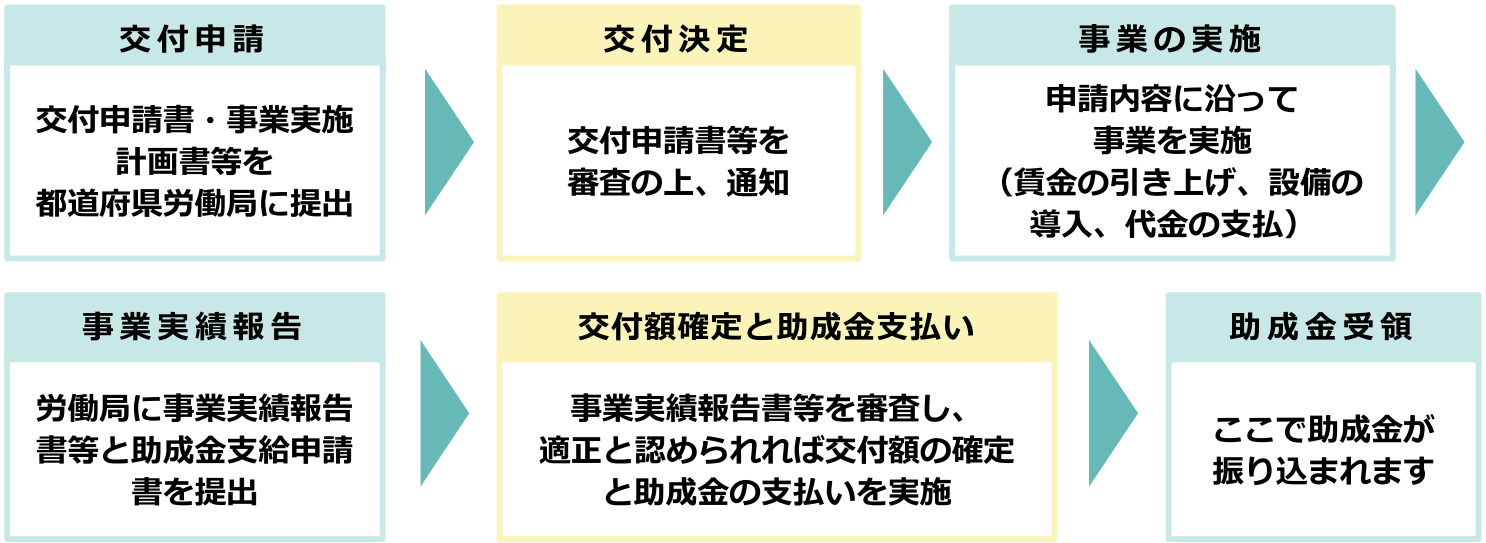
発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を実施



※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

## 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### (参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



### 令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日※になりました。  
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から同一事業場の申請は年1回までとなりました。

### 参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**  
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



### お問い合わせ



業務改善助成金についてご不明な点は、  
**業務改善助成金コールセンター**  
までお問い合わせください。  
**電話：0120-366-440**  
(受付時間 平日 8:30～17:15)

交付申請書等の提出先  
**香川労働局助成金センター**  
高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー棟12階  
**電話：087-823-0505**





飲食業、宿泊業、卸・小売業、  
生活関連サービス業、医療・福祉業、  
製造業等の活用例の抜粋を掲載しています。

## 業務改善助成金の活用例

生産性を向上させ、事業場内で最も低い賃金を引き上げる  
中小企業・小規模事業者を支援する助成金制度です。



問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター

電話：0120-366-440

# 令和6年度業務改善助成金のご案内

申請期限：令和6年12月27日  
(事業完了期限：令和7年1月31日)

## 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の引き上げ計画



設備投資等の計画  
機械設備導入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など

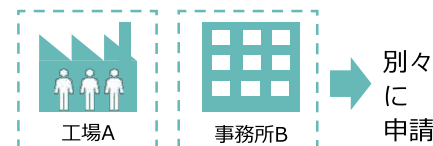
計画の承認と実施

業務改善助成金を支給  
(最大600万円)

※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

## 対象事業者・申請の単位

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



→ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）事業場ごとに申請いただきます。

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、生産性向上に資する設備投資等が助成の対象となります。  
また、一部の事業者については、助成対象となる経費が拡充されます。

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

○事業場内最低賃金が898円  
→助成率9/10

○8人の労働者を988円まで引上げ（90円コース）  
→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

540万円  
(=600万円×9/10)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円  
(=助成上限額)

(90円コースの助成上限額)

→ 450万円が支給されます。

申請の流れや注意事項は裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの詳細は中面をチェック！

# 助成上限額・助成率

## 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

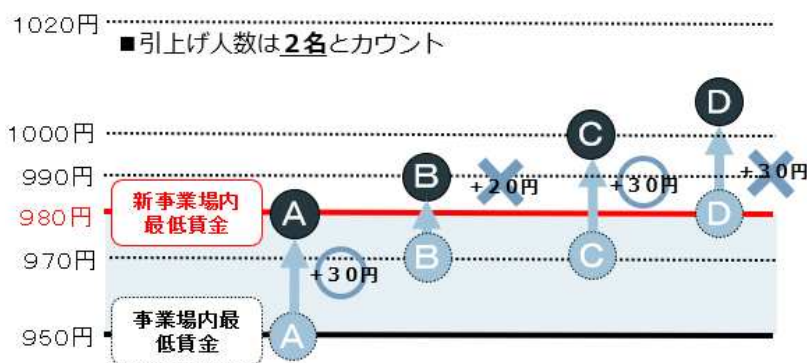
※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

## 「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることで、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。  
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金950円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**
- B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**
- C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**
- D：既に**引上げ後の事業場内最低賃金以上**なので、**算入不可**



## 助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

( ) 内は生産性要件を満たした事業場の場合

## 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。


物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合がございます。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

## <事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。  
(ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)  
事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。  
ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

## 助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 <ul style="list-style-type: none"> <li>定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車</li> <li>PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入</li> </ul> 	×	○

## 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

### 生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていた



PDF 生産性向上のヒント集(令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]

PDF 生産性向上のヒント集(令和4年3月作成) [PDF形式: 3,312KB] [7.0MB]



#### 事例2 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

**企業概要** 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

**課題と対応** アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しかできなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないうかが検討した。

**実施概要** 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

**<導入前>** **<導入後>** **さらなる工夫** セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が5人から4人に削減

**実施結果** 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人でできるようになった。また、その分、顧客に目が行き届くようになり、顧客から良い評価が得られるようになった。

**成果** 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

### 生産性向上のヒント集 検索

#### 事例7 リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

**企業概要** 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

**課題と対応** 車椅子利用者の送迎時には2名で行き動はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し取りの取り込みや取り出しの手間と時間がかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

**実施概要** 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

**<導入前>** **<導入後>**

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

**実施結果** リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

**成果** 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案

## 賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日までに**引き上げていただく必要があります。
- 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要がございます。
- 令和6年度より、複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められなくなりましたので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(1,000円→1,050円)が発効される場合

**発効日の前日(9月30日)までに**事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を完了(※)

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

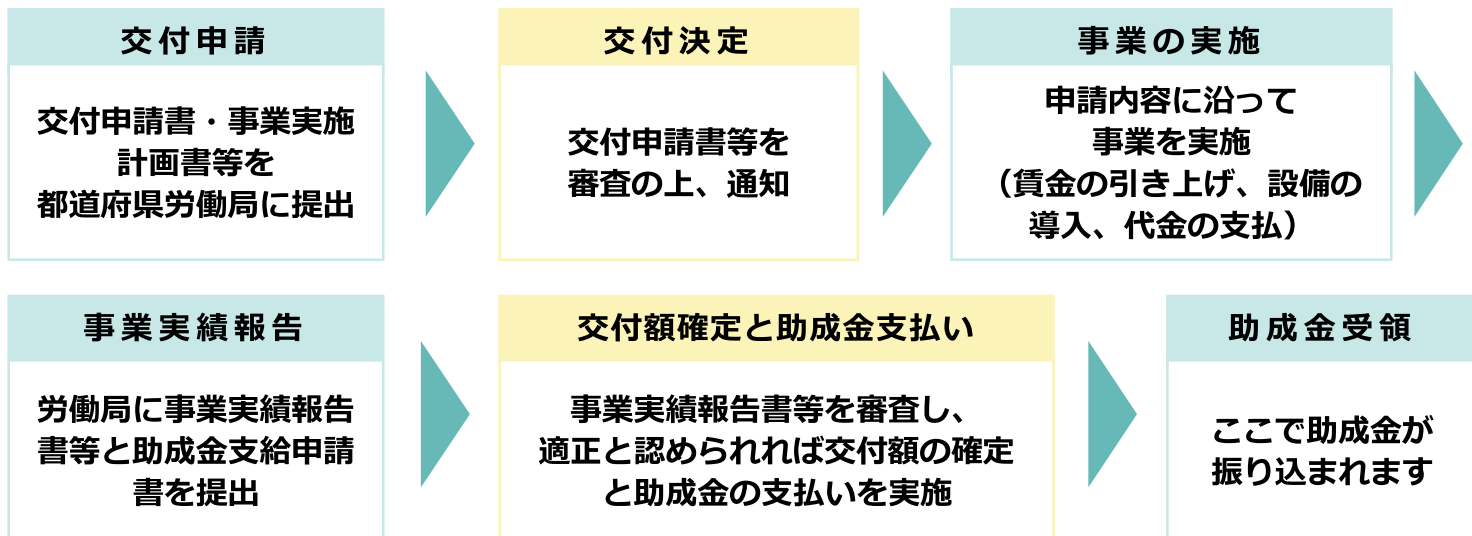
**対象!**

**発効日の当日(10月1日)に**事業場内最低賃金の引き上げ(1,005円→1,050円)を実施

**対象外**

## 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### (参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



### 令和5年度からの主な変更点

- 生産量要件や関連する経費が終了しました。
- 事業完了期限が、2025（令和7）年1月31日※になりました。  
※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2025（令和7）年3月31日とできる場合がございます。
- 令和6年度から同一事業場の申請は年1回までとなりました。

### 参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**  
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



### お問い合わせ



業務改善助成金についてご不明な点は、  
**業務改善助成金コールセンター**  
までお問い合わせください。  
**電話：0120-366-440**  
(受付時間 平日 8:30～17:15)

交付申請書等の提出先  
**香川労働局助成金センター**  
高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー棟12階  
**電話：087-823-0505**

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。  
 具体的な業種別の導入事例として、今回は「宿泊業、飲食サービス業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

## 調理器具類

### 【生産性向上の効果】

#### ○導入前

仕込みや調理等作業に時間がかかり、他の作業に手が回らず製造できる量も少なかった。



#### ○導入後

仕込み時間・調理時間が短縮され、一度に製造できる量も増えて効率が上がった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
スチームコンベクションオーブン	ホテル業 飲食業 居酒屋 等	計10事業場
食材スライサー	すし屋 鉄板焼き屋	計4事業場
業務用製氷機	飲食業	計2事業場

## POSレジシステム、自動釣銭機等

### 【生産性向上の効果】

#### ○導入前

入金・売上の集計や、領収書、釣銭支払等、作業時間が長くなっていた。



#### ○導入後

清算業務が自動化され時間短縮されることにより、顧客の回転率も向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
POSレジシステム	飲食業 喫茶店 ラーメン店 等	計9事業場
自動釣銭機 券売機	飲食店	計4事業場

## 洗浄機（食器洗浄機）

### 【生産性向上の効果】

#### ○導入前

手作業で食器を洗浄していたため、作業効率が悪く時間がかかっていた。



#### ○導入後

食器の洗浄にかかる時間が大幅に短縮し、作業効率の向上を図ることができた。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
食器洗浄機	飲食業 配達飲食サービス業 ホテル業 ラーメン店 等	計11事業場
全自動鉄板洗い機	飲食業	1事業場

## その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
管理システム、 オーダーシステム 給与システム 等	飲食店	計24事業場
業務用冷凍庫 業務用冷蔵庫 温蔵庫 等	そば店 中華料理店 フレンチ料理店 日本料理店 等	計10事業場
改修等による レイアウト変更	飲食店 旅館業 等	計6事業場
人材育成	飲食業	1事業場
ベルトコンベア	飲食サービス業	1事業場

## 申請先

申請する事業場が所在する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。

# 【業務改善助成金に関する事例】

## 事例

キッチン業務の効率を上げる機器とQRコードオーダーシステムの導入により業務効率化

【企業概要】

【所在地】 三重県

【従業員数】 30人

【事業内容】 宿泊業

## 課題と対応

人手によるおにぎり作りや食器洗浄、また炊飯機の設定や、客席へオーダーを取りに行き厨房へ伝えるにも時間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討してきた。

## 実施概要

おにぎり製造や食器洗いを自動化し、炊飯器の設定作業の簡略化や炊飯時間を短縮化、またオーダー業務を正確かつ迅速に行いたいと考えた。そこで、助成金を活用して、おにぎり製造機、食器洗浄機、自動炊飯器、QRコードオーダーシステムを導入した。

キッチンやホールでの作業をできるだけ機械化し、より短時間で正確な業務を行いたい(社長)

### <導入前>



### <導入後>



おにぎり製造の作業人員を3人から1人に省力化  
ホールスタッフのオーダーミスがなくなり負担も2~3割削減

パート従業員も含めて評価制度を導入し、本人も納得のいく適正な評価につなげている。

## 実施結果

おにぎり製造機の導入により、製造者が3名から1名に省力化し、他の業務に人員を配置できるようになった。また、食器洗浄機の導入により、短時間で作業できるようになった。さらに、自動炊飯器を導入することで、設定や操作が簡単になった上、炊飯時間も短縮できた。そして、QRコードオーダーシステムを導入することで、オーダー業務がミスなく短時間でできるようになった。

## 成果

キッチンやホールの業務効率化により生産性が向上し、10人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を平均149円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げを実施した。

助成金活用のきっかけ

社会保険労務士からの提案



## 【業務改善助成金に関する事例】

### 事例

デリバリー拡充のためのコンサルティングと必要なシステム・機材を導入して売上を拡大

【企業概要】 【所在地】 愛知県 【従業員数】 5人 【事業内容】 飲食業

### 課題と対応

店内飲食が減少していたため、コンサルティングと設備投資により、販売増と業務効率化を検討した。

### 実施概要

デリバリー販売を拡大し、揚げ物を短時間で大量に調理することで、多くの注文を受けて処理したいと考えた。そこで、助成金を活用して、デリバリーサイトへの掲載内容についてコンサルティングを受け、受注システム、配達用3輪バイク、二層フライヤーを導入した。

デリバリーの注文数を増やし、効率的に処理することでコロナ禍を乗り切りたい(総務担当者)

#### <導入前>



#### <導入後>



従業員が創作した料理を持ち寄って新メニューの検討をすることで、時流に沿った商品提供をしている。

デリバリー客が大幅に増加し、配達や調理の時間も短縮された。

### 実施結果

コンサルティングを受けてデリバリーサイトへの掲載と受注システムの導入をすることで、電話対応がなくなり配達エリアや配達住所の管理が正確に行えるようになった。また、3輪バイクの導入で配達時間が1日1.5時間削減され、二層フライヤーの導入で6件の注文を一度に調理できるようになった。

### 成果

デリバリーの注文受付から配達までの工程と、揚げ物調理の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を100円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ

コンサルタントからの提案

## 【業務改善助成金に関する事例】

### 事例

スチームコンベクションオーブンの導入と厨房のレイアウト変更により料理の提供工程を効率化

【企業概要】

【所在地】神奈川県

【従業員数】22人

【事業内容】飲食業

### 課題と対応

一度に大量の調理ができなかったり、2階にも1階の製氷機から運ばなければならず、また厨房の動線が悪くて料理の提供に時間がかかっていたため、設備投資による業務効率化を検討した。

### 実施概要

より多くのパン製造や調理をしたり、動線を改善して氷の使用や料理の提供をより円滑に行いたいと考えた。そこで、助成金を活用してスチームコンベクションオーブンと製氷機を導入し、厨房のレイアウト変更を行った。

調理にかかる工程を効率化したい(代表)



各店舗の成功事例を共有することで波及効果が得られている。

### 実施結果

スチームコンベクションオーブンの導入により、パンの焼成時間は約1/6になり、野菜の茹で時間は約1/3になった。また、2階に製氷機を設置したことにより氷を1階から2階に運ぶ必要がなくなった。さらに、壁の撤去や冷蔵庫とシンクの間を移動しやすいようにレイアウト変更したことにより動線が改善され、業務時間も5~10%削減できた。

### 成果

料理を提供する工程の効率化により生産性が向上し、4人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を平均81円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げを実施した。

助成金活用のきっかけ

インターネットで、活用可能な助成金を検索

# 業務改善助成金業種別事例集（卸売業・小売業編）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。  
 具体的な業種別の導入事例として、今回は「卸売業・小売業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

## POSレジシステム、自動釣銭機等

### 【生産性向上の効果】

#### ○導入前

入金・売上の集計や、領収書、釣銭支払等、作業時間が長くなっていた。



#### ○導入後

清算業務が自動化され時間短縮されることにより、顧客の回転率も向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
POSレジシステム	玩具小売、 自転車販売、 食料品小売業 等	計8事業場
自動釣銭機	日用品・雑貨・園芸等 小売、 一般食品小売	計5事業場

## フォークリフト・特種用途自動車類（それに準ずるもの含む。）

### 【生産性向上の効果】

#### ○導入前

荷物の運搬や積み下ろし作業に時間がかかっていた。



#### ○導入後

一度に大量の重量物等を運ぶことができ、作業時間が短縮した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
フォークリフト	農業機械・自動車部 品卸売業、 建設資材卸売業	計2事業場
運搬用冷凍車	食肉卸売業	1事業場

## 【生産性向上の効果】

## ○導入前

仕込みや調理等作業に時間がかかり、他の作業に手が回らず製造できる量も少なかった。



## ○導入後

仕込み時間・調理時間が短縮され、一度に製造できる量も増えて効率が上がった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
ミキサー	菓子・パン小売業 等	計3事業場
焙煎機	自家焙煎コーヒー豆販売	1事業場
食品裁断機	菓子・パン小売業	1事業場

## その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
食品卸売システム、 会計・仕入・販売システム、 顧客管理システム等	食肉卸売業、 農産物資材卸売業、 食料品小売業 等	計36事業場
受発注機能付きホームページ	花・植木小売業、 珈琲喫茶店 等	計4事業場
経営コンサルタント	中古機器販売、 自動車小売	計2事業場
人材育成・教育訓練	調剤薬局 等	計2事業場
真空包装機	茶類小売業	1事業場

## 申請先

申請する事業場が所在する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。

# 【業務改善助成金に関する事例】

## 事例

旧式の在庫管理システムの入替による在庫確認の迅速化と  
棚卸作業の削減

【企業概要】

【所在地】鳥取県

【従業員数】23人

【事業内容】卸売業

## 課題と対応

既存のシステムは、最新のOSに対応できないほど古いままだった。また、在庫管理を手作業で行っており、毎週実施する棚卸作業に時間がかかっていたため、設備投資による業務効率化を検討した。

## 実施概要

卸売業の特性上、多種大量の商品の在庫管理が必要となり、負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して旧式の在庫管理システムを新しいシステムに入れ替えた。

在庫量を常時把握可能にし、資材発注や営業活動に役立てたい(会長)

<導入前>



<導入後>



棚卸作業が削減され、在庫量の把握が常時可能に

## 実施結果

在庫管理システムの入替により、毎週の棚卸作業に費やす時間が無くなり、迅速に在庫量や在庫金額を把握できるようになった。

## 成果

システムの入替により生産性が向上し5人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を30円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げを実施した。

助成金活用のきっかけ

社会保険労務士からの提案

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。  
 具体的な業種別の導入事例として、今回は「生活関連サービス業・娯楽業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

美容器具・施術器具類

【生産性向上の効果】

○導入前

既存の機械では仕上がりにムラがあり、施術時間が長くなっていた。



○導入後

施術時間の短縮に加え、高品質なサービスを提供でき、顧客の回転率も向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
脱毛器	理容業 美容業 エステティック業	計7事業場
デジタルパーマ スチーマー類	美容業	計3事業場
育毛器	美容業	1事業場

シャンプーユニット

【生産性向上の効果】

○導入前

利用者の体勢の調節作業が非効率的であるだけでなく、ユニットの台数が少なく待ち時間も生じてしまい、施術時間が長くなっていた。



○導入後

状況に応じて高さ調節や角度調節などが可能になり、ユニットの台数も増え、施術時間の短縮につながった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
シャンプーユニット (調節機能付)	理容業 美容業	計10事業場

**【生産性向上の効果】**

○導入前

洗濯するものによって乾燥に要する時間が異なるため、作業時間が長くなっていた。



○導入後

乾燥後の仕上がりが良く、作業時間が短縮したことで、全体の作業効率が上がった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
業務用乾燥機	美容業 クリーニング業 洗濯業	計3事業場
業務用洗濯乾燥機	美容業	1事業場

**その他**

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
経営ソフト 顧客管理システム オーダーシステム 等	美容業 エステティック業 カラオケボックス店 等	計16事業場
POSレジシステム	美容業	計4事業場
教育研修費用	美容業	計2事業場
集球設備	ゴルフ練習場	1事業場
平型包装機	クリーニング業	1事業場

**申請先**

申請する事業場が所在する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。

# 【業務改善助成金に関する事例】

## 事例

理容店専用の業務管理システムを導入し、経営情報を一元管理して業務効率化

【企業概要】

【所在地】 京都府

【従業員数】 2人

【事業内容】 理容業

## 課題と対応

会計を手作業で行っており、時間がかかり、ミスもあった。また、顧客管理や在庫管理を紙で行っていたので、探す手間がかかっていた。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

## 実施概要

会計時の手作業の負担や会計ミス、レジ待ち時間も減らしたいと考えた。また、予約対応や顧客情報、在庫情報、売上情報も効率的に一元管理したいと考えた。そこで、助成金を活用して理容店専用の業務システムを導入した。

日々の精算処理を効率化し、経営情報を一元管理したい(代表者)

<導入前>



<導入後>



さらなる工夫

売上データや来店予測機能を顧客拡大に活用することができるようになった。

予約対応の時間が減って接客時間が増え、顧客満足度が向上

## 実施結果

業務管理システムを導入することで、予約対応に係る時間が1日あたり10%程度短縮、また在庫管理や精算処理に係る時間が半減し、接客対応にかかる時間を増やすことができた。

## 成果

機器の導入により生産性が向上し1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を61円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ

SNSの広告によって制度を認識



# 業務改善助成金業種別事例集（医療・福祉編）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。  
具体的な業種別の導入事例として、今回は「医療・福祉」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

## 福祉車両

### 【生産性向上の効果】

#### ○導入前

利用者の送迎に多くの時間がかかり、複数の従業員で対応しなければならなかった。



#### ○導入後

利用者が車椅子に乗ったまま乗降することが可能となり、送迎にかかる人員の削減や全体の送迎時間の短縮につながった。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
引き上げリフト付き福祉車両	通所介護事業 児童福祉事業 等	計9事業場
スロープ付き福祉車両	通所介護事業 等	計6事業場
大人数送迎可能福祉車両	居宅介護事業 等	計2事業場

## 歯科用チェアユニット

### 【生産性向上の効果】

#### ○導入前

給水管などの清掃に時間がかかり、場合によっては設備の分解や診察毎に清掃を行っていたため、作業効率が悪かった。



#### ○導入後

自動清掃機能などにより、給水管などの清掃時間が短縮され、作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
チェアユニット (清掃機能付など)	歯科診療所	計9事業場

**【生産性向上の効果】**

○導入前

利用者の移乗や起き上がり補助を複数名で行う場合が多くあり、効率的に作業を進めることが困難であった。



○導入後

ベッドの高さ調節などが可能になったことで、1人でスムーズに作業を行うことが可能となり、作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
電動式ベッド (調節機能付)	通所介護事業 整体院	計6事業場
ウォーターベッド型 マッサージ器	通所介護事業 整骨院	計4事業場

**その他**

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
受発注機能付きシステム 診療予約管理システム 等	障害者福祉事業 医療業 等	計23事業場
食器洗浄機 治療器具洗浄機	保育園 歯科診療所	計6事業場
POSレジシステム 自動釣銭機	歯科診療所 整骨院 等	計6事業場
レントゲン装置 CT設備	歯科診療所	計5事業場
改修等における レイアウト変更	歯科診療所 障害者就労施設 放課後デイサービス	計4事業場

**申請先**

申請する事業場が所在する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。

## 事例

赤外線治療器とセラミック電気温灸器の導入及び研修の実施により業務効率化を図ることで受入患者数を拡大

【企業概要】

【所在地】 奈良県

【従業員数】 1人

【事業内容】 鍼灸業

## 課題と対応

施術者の経験の差による技量の違いが出ていたため、設備投資と研修により、業務効率化を検討した。

## 実施概要

各人の技量の違いをカバーした上で、より短時間で効果の上がる施術を行い、業務の効率化と顧客の拡大をしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、赤外線治療器とセラミック電気温灸器を導入し、生産性向上のための研修を導入した。

技量の違いを機器によってカバーし、研修によってサービス向上を図りたい  
(院長)

### <導入前>



### <導入後>



### さらなる工夫

効果的な施術に関する知識や技術を互いに共有することで、施設全体としてより効果的な施術が提供可能となった。

対応可能な施術の範囲が拡大し、  
受入可能な患者数が増加するとともに、満足度も高まった。

## 実施結果

施術機器の導入により、院長でなければ施術できなかった疾患が他の従業員でも対処できるようになり稼働率が2割高まるとともに、施術時間が3割短縮された。また、研修を通じて、業務分析の実施、生産性向上のための仕組み検討、行動目標の設定、報告書への記述内容の改善、効果的な情報の発信等を行うことにより、患者数の増加にもつながった。

## 成果

施術工程の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を90円引き上げた。

助成金活用のきっかけ

社会保険労務士からの提案

# 【業務改善助成金に関する事例】

## 事例

巡回や介助を効率化する機器と新たな福祉車両の導入により業務負担を軽減

【企業概要】

【所在地】山形県

【従業員数】16人

【事業内容】介護事業

## 課題と対応

利用者の睡眠状態などが事務室からでは把握できず、またトイレや入浴の介助の際に職員の待機時間が長くなるがあった。また、福祉車両が小さく、車いすの種類によっては載せられなかった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

## 実施概要

利用者の睡眠状態を事務室のモニターで確認でき、利用者や他の職員がボタンで職員を呼べるような機器と、あらゆる車いすを電動で載せられる福祉車両を導入したいと考えた。そこで、助成金を活用して、ベッドセンサー、ワイヤレスコール、新型福祉車両を導入した。

職員の業務負担を機器の導入によって軽減したい(社長)

<導入前>

<導入後>

さらなる工夫

削減できた時間で、記録作成、備品管理、施設清掃、他の利用者の介助等が可能になった。

巡回、介助、送迎の負担が軽減された

## 実施結果

ベッドセンサーとワイヤレスコールの導入により、遠隔でのモニター管理が可能になり、巡回や介助が1日の合計で約6時間削減された。さらに、どのような車いすでも電動にて1人で車両に載せられるようになった。

## 成果

巡回や介助等の効率化により生産性が向上し、1人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を134円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引き上げを実施した。

助成金活用のきっかけ

県の介護事業担当部署からの提案

# 業務改善助成金業種別事例集（製造業編）

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援することで、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。  
 具体的な業種別の導入事例として、今回は「製造業」における生産性向上の設備投資の例をご紹介します。※業種は日本標準産業分類に基づく

## 調理器具類

### 【生産性向上の効果】

#### ○導入前

手作業で食品を加工、計量、製造していたため、製品の出来具合にばらつきが生じていた。また、人員を多く割く必要があり、作業効率が悪かった。



#### ○導入後

出来具合にばらつきがなくなり、作業時間を削減することができた。また、人員を削減することができ、他の業務に回すことが可能となったことで作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
原料充填機 (ケーキ生地、ジャムなど)	パン・菓子製造業 等	計5事業場
食材カッター 食材皮剥き機	冷凍調理食品製造業	計3事業場
パン発酵機	パン・菓子製造業	計2事業場

## 包装機

### 【生産性向上の効果】

#### ○導入前

包装を手作業で行っていたため、製品の出来具合にばらつきがあり、作業時間が長くなっていた。また、一度に生産できる量も限られていたため、作業効率が悪かった。



#### ○導入後

均一な仕上がりが実現し、一度に多くの量を生産することができるようになったことで、作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
シュリンク包装機	印刷・同関連業 化学工業	計2事業場
菓子個包装機械	パン・菓子製造業	1事業場

**【生産性向上の効果】**

○導入前

既存の設備では十分な冷凍が行えず、食材や製品の状態によって処理作業が生じていた。



○導入後

十分な冷凍が行えるため、保存中の食材や製品の品質が改善され、処理作業が軽減され作業効率が向上した。

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
冷凍庫	食料品製造業 水産食料品製造業	計3事業場
冷凍冷蔵庫	パン・菓子製造業	1事業場

その他

導入事例	事業内容	当助成金を利用した事業場数
経理システム 工程管理システム 生産管理システム 等	外衣・シャツ製造業 金属製品製造業 等	計22事業場
フォークリフト 特種用途自動車類 (それに準ずるもの含む。)	豆腐・油揚製造業 はん用機械器具製造業 等	計4事業場
改修等による レイアウト変更	繊維工業 電子部品製造業	計4事業場
ベルトコンベア	プラスチック製品製造業 製茶業 等	計3事業場
マシン	繊維製品製造業 等	計3事業場

申請先

申請する事業場が所在する都道府県労働局雇用環境・均等部（室）にお尋ねください。

## 事例

自動餅つき機とベルトコンベアの導入で生産を効率化、視聴覚機器と翻訳機の導入で外国人従業員の作業水準向上

【企業概要】

【所在地】和歌山県

【従業員数】19人

【事業内容】食品製造業

## 課題と対応

餅の製造や運搬を手作業で行っていたため時間がかかっていた。また、外国人従業員には写真を使って身振り手振りで作業方法を教えていたため、教育効果が低かった。そのため、設備投資による業務効率化を検討した。

## 実施概要

餅の製造や運搬の作業を軽減し、外国人従業員にもわかりやすく作業方法を教えたいと考えた。そこで、助成金を活用して、餅つき機、ベルトコンベア、視聴覚機器、翻訳機を導入した。

餅の製造や運搬の負担を減らし、外国人従業員にもわかりやすく作業方法を教えたい(工場長)

<導入前>	<導入後>	さらなる工夫
		機械装置、照明、原材料、人員配置の見直しを行った。
商品製造時間が15%削減され商品ロスがほぼ0%となった。 また、外国人への教育が半分の時間で理解度も向上した。		

## 実施結果

自動製造・運搬機器により、4人必要だった作業が2人でできるようになった。また、視聴覚機器・翻訳機の導入により、写真を使った説明よりも教育効果が向上した。

## 成果

製造工程と従業員教育の効率化により生産性が向上し、19人の従業員の時間給（事業場内最低賃金）を平均65円引き上げた。

助成金活用のきっかけ

以前にも利用したことがあった

**確認しよう、最低賃金！**

事業者も、労働者も、お互いに。

# 香川県の最低賃金

## ◎地域別最低賃金

産業や職種にかかわらず、香川県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む)に適用されます。

使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

件名	時間額	効力発生效年月日
香川県最低賃金	<b>918円</b>	令和5年10月1日

## ◎特定最低賃金(産業別最低賃金)

下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金(産業別最低賃金)が適用されます。

地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

件名 【適用する業種】	時間額	適用除外される労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。)	効力発生效年月日
香川県冷凍調理食品製造業最低賃金 【E0995 冷凍調理食品製造業】※	<b>918円</b> 改正諮問がなかったため香川県最低賃金が適用		令和5年10月1日
香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 【E25 はん用機械器具製造業、E26 生産用機械器具製造業、E27 業務用機械器具製造業(E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、E274 医療用機械器具・医療用品製造業、E275 光学機械器具・レンズ製造業、E276 武器製造業を除く。)]※	<b>1,040円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和5年12月15日
香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 【E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業】※	<b>1,041円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和6年1月3日
香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 【E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業(E2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業を除く。)、E29 電気機械器具製造業(E295 電池製造業、E299 その他の電気機械器具製造業を除く。)、E30 情報通信機械器具製造業】※	<b>982円</b>	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は賄いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)	令和5年12月15日

※【】の業種分類は日本標準産業分類(平成25年10月改定)に基づいたものです。また、適用する業種には、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類されるものに限る。)を含みます。

○ 地域別最低賃金額又は特定最低賃金額以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。

○ 最低賃金には、臨時に支払われる賃金(結婚手当等)、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)、時間外・休日・深夜の割増賃金、精進手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

【最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先】

香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

労働基準監督署 ・高松 087-811-8946 ・丸亀 0877-22-6244 ・坂出 0877-46-3196

・観音寺 0875-25-2138 ・東かがわ 0879-25-3137

ホームページはこちら ➡





# 賃金引き上げ 特設ページを公開中!

この特設ページには、賃金引き上げを実施した企業の取り組み事例や、各地域における平均的な賃金額がわかる検索機能など、賃金引き上げのために参考となる情報を掲載しています。  
賃金引き上げを検討される際に、是非ご利用下さい!

## 賃金引き上げ特設ページのメニュー

### MENU1

賃金引き上げに向けた  
取り組み事例の紹介

### MENU2

地域・業種・職種ごとの  
平均的な賃金検索機能

### MENU3

賃金引き上げに向けた  
政府の支援策の紹介

PICK UP!

## 地域・業種・職種の平均的な賃金検索機能

いざ賃金を引き上げようと思っても、いくらにすれば良いか悩ましいところ…。賃金検索機能は、地域・業種・職種の平均的な賃金を調べることができます。企業内の賃金を決める上での参考としてお使いいただけます。

### 検索結果の例

#### A県における「▲▲業」における平均的な賃金額

A県	所定内給与額(月額) (千円)	所定内給与額時給 (円)	年間賞与等特別給 (千円)
合計	378.9	2,301	1,339.3
～19歳	186.7	1,125	122.0
20～24歳	221.1	1,351	420.8
25～29歳	260.1	1,586	783.7
30～34歳	301.1	1,821	959.6
35～39歳	354.5	2,149	1,213.0
40～44歳	401.5	2,428	1,422.3
45～49歳	412.5	2,490	1,482.9
50～54歳	460.6	2,780	1,889.8
55～59歳	492.7	3,042	1,983.9
60～64歳	344.0	2,110	1,068.1
65～69歳	284.4	1,734	542.2
70歳～	266.4	1,602	296.6

#### A県における「職種」別における平均的な賃金額

職種	平均年齢	所定内 給与額(月額) (千円)	所定内 給与額時給 (円)	年間賞与等 特別給 (千円)
生産工程従事者	41.6歳	283.3	1,700	683.1
はん用・生産用・業務用 機械器具組立従事者	44.2歳	274.1	1,675	905.9
金属プレス従事者	42.6歳	281.2	1,595	719.1
金属溶接・溶断従事者	38.8歳	269.9	1,579	824.9
運搬・清掃・包装等従事者	48.4歳	251.3	1,533	432.9
清掃員(ビル・建物を除く)、 廃棄物処理従事者	49.4歳	282.6	1,759	623.5

#### A県の「短時間労働者」における平均的な賃金額

A県	1時間当たり 所定内給与額(円)	A県	1時間当たり 所定内給与額(円)
産業計	1,752	製造業	1,483

詳しくは賃金引き上げ特設ページでチェック ▶

<https://www.saiteichingin.info/chingin/>



# 賃金引き上げに向けた取り組み事例の紹介

## CASE1 株式会社ゆめの樹 **洋菓子の製造・販売業**

パート・アルバイト5名の時給を5.5%、正社員は中小企業退職金制度の掛け金を平均20%引き上げた。これらの原資を生み出すため業務改善助成金を活用して、シュリンクパッカー（熱縮包装機）を導入。長期の冷凍保存ができるだけでなく、廃棄処分も激減し、1カ月約10万円ものコスト削減にも結びついた。無駄と思われる固定費を削減しながら売上を伸ばし、利益を確保して従業員に還元するのは経営者の責任という。

**COMPANY PROFILE** > ● 社所在地: 熊本県八代市  
企業プロフィール > ● 従業員数: 12名



## CASE2 栄研化学株式会社 **医薬品・試薬等製造販売業**

正社員を対象に、定期昇給を含めて平均で前年度比9.0%を超える年収の引き上げを実施。また、非正規雇用者には正社員に先立って時給を100円引き上げ、昼食補助手当支給や正社員へのキャリアアップ促進も強化。併せて、賃金・労働条件の改善について約2年にわたる労働組合との話し合いを経て、役割・職責に応じた報酬体系などを内容とする新人事・賃金制度を導入した。

**COMPANY PROFILE** > ● 本社所在地: 東京都台東区  
企業プロフィール > ● 従業員数: 708名、連結754名(2023年3月31日現在)



## CASE3 南九施設株式会社 **造園・土木工事業**

生産性向上のための設備投資を支援する業務改善助成金を活用し、手書きの紙媒体で管理していた顧客情報を電子化し、迅速な検索を可能とした。業務改善助成金による支援もあいまって、時給制の従業員の賃金を60円引き上げることができた。続いて、働き方改革推進支援助成金を活用し、ホワイトボードを電子化。進捗を現場から直接記入できるようになり、現場作業員が直帰できるようになるなど作業効率が向上。また、協力会社もホワイトボードを確認・編集可能な仕組みとしたため、電話業務も大幅に減ったという。

**COMPANY PROFILE** > ● 本社所在地: 鹿児島県鹿児島市  
企業プロフィール > ● 従業員数: 19名



## 主な支援策の紹介

業務改善  
助成金

キャリアアップ  
助成金

ものづくり・  
商業・サービス  
補助金

IT導入補助金

賃上げ  
促進税制

働き方改革推進支援センター

よろず支援拠点

その他にも様々な支援策をご用意

## ▶ 「年収の壁・支援強化パッケージ」のご案内

人手不足への対応が急務となる中で、パート・アルバイトで働く方が「年収の壁」を意識せず希望どおり働くことができる環境づくりを支援するため、当面の対応として下記施策に取り組みます。

年収の壁・支援強化パッケージの  
詳細はこちら

106万円の壁  
への対応

130万円の壁  
への対応

配偶者手当  
への対応



# 令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 労働時間短縮・年休促進支援コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制が適用されています。**  
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や年次有給休暇の促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

## 課題別にみる助成金の活用事例

### 企業の課題

新たに機械・設備を導入して、生産性を向上させたい！

### 助成金による取組

労働能率を増進するために設備・機器などを導入

### 改善の結果



新たな機器・設備を導入して使用するようになったところ、実際に労働能率が増進し、時間当たりの生産性が向上した。

始業・終業時刻を手書きで記録しているが、管理上のミスが多い！

労務管理用機器や、ソフトウェアを導入



記録方法を台帳からICカードに切り替えたことで、始業・終業時刻を正確に管理できるようになり、業務量の平準化につながった。

業務上の無駄な作業を見直したいが、何をすればいいかわからない！

外部の専門家によるコンサルティングを実施



専門家のアドバイスで業務内容を抜本的に見直すことができ、効率的な業務体制などの構築につながった。

**生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!**

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する  
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら  
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



# 労働時間短縮・年休促進支援コースの助成内容

## 対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、右記「成果目標」①から③の設定に向けた条件を満たしていること。

(※1)中小企業事業主の範囲

AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業(※2)	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

(※2) 医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

## 助成対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※3)
- ② 労働者に対する研修(※3)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※4)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※4)

(※3) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※4) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

## ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部(室)に提出(締切:11月29日(金))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施(事業実施は、令和7年1月31日(金)まで)

### 労働局に支給申請

(申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または令和7年2月7日(金)のいずれか早い日となります。)

**(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

## 成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施してください。

- ① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減**させること。
  - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
  - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
- ② **年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入**すること。
- ③ **時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入**し、かつ、交付要綱で規定する**特別休暇(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇)のいずれか1つ以上を新たに導入**すること。

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引上げを行うことを成果目標に加えることができます。

## 助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。**【助成額最大730万円】**

助成額	以下のいずれか低い額
	I 以下1~3の上限額及び4の加算額の合計額 II 対象経費の合計額×補助率3/4(※5)
	(※5) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

【Iの上限額】

### 1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	200万円	150万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	100万円	—

### 2. 成果目標②の上限額：25万円

### 3. 成果目標③の上限額：25万円

### 4. 賃金引上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引上げ人数	1~3人	4~6人	7~10人	11人~30人
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)

# 令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 勤務間インターバル導入コースのご案内

「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休憩時間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図るもので、**平成31年4月から**、制度の導入が**努力義務化**されています。

**このコースでは、勤務間インターバルの導入に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。是非ご活用ください。**

## 課題別にみる助成金の活用事例

### 企業の課題

インターバル制度を導入するために、新たに機械・設備を導入して、生産性を向上させたい！

始業・終業時刻を手書きで記録しているが、管理上のミスが多い！

インターバル制度を導入するために、業務上の無駄な作業を見直したい！

### 助成金による取組

労働能率を増進するために設備・機器等を導入

労務管理用機器や、ソフトウェアを導入

外部の専門家によるコンサルティングを実施

### 改善の結果



新たな機器・設備を導入して使用したところ、実際に労働能率が増進し、時間当たりの生産性が向上した。



記録方法を台帳からICカードに切り替えたことで、始業・終業時刻を正確に管理できるようになった。



専門家のアドバイスで業務内容を抜本的に見直すことができ、効率的な業務体制などの構築につながった。

**勤務間インターバルの導入により、労働時間等の設定改善を推進!!**

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する  
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら  
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



# 勤務間インターバル導入コースの助成内容

## 対象事業主

- 以下のいずれにも該当する事業主です。
1. 労働者災害補償保険の適用を受ける中小企業事業主（※1）であること。
  2. 36協定を締結しており、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。（※2）
  3. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
  4. 以下のいずれかに該当する事業場を有すること。

- ① 勤務間インターバルを導入していない事業場
- ② 既に休憩時間数が9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって、対象となる労働者が当該事業場に所属する労働者の半数以下である事業場
- ③ 既に休憩時間数が9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場

（※1）中小企業事業主の範囲  
AまたはBの要件を満たす企業が中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業（※3）	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

（※2）基本的には1月45時間を超える時間外労働の実態があれば、要件を満たすこととなりますので、詳細はお問い合わせください。

（※3）医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

## 助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修（※4）
- ② 労働者に対する研修（※4）、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新（※5）
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（※5）

（※4）研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

（※5）原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

## 成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください。

- **新規導入**【対象事業主4.①に該当する場合】  
新規に所属労働者の半数を超える労働者を対象とする勤務間インターバルを導入すること。
- **適用範囲の拡大**【対象事業主4.②に該当する場合】  
対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とすること。
- **時間延長**【対象事業主4.③に該当する場合】  
所属労働者の半数を超える労働者を対象として休憩時間数を2時間以上延長して、9時間以上とすること。

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引上げを行うことを成果目標に加えることができます。

## 助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。  
【助成額最大580万円】

### 【表1】新規導入に該当するものがある場合

休憩時間数（※6）	補助率（※7）	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	100万円
11時間以上	3/4	120万円

### 【表2】適用範囲の拡大・時間延長のみの場合

休憩時間数（※6）	補助率（※7）	1企業当たりの上限額
9時間以上 11時間未満	3/4	50万円
11時間以上	3/4	60万円

（※6）事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

（※7）常時使用する労働者数が30人以下かつ、「支給対象となる取組」で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5となります。

### ● 賃金引上げの達成時の加算額 (常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上 引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円 (上限300万円)
5%以上 引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円 (上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上 引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上 引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

## 利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出  
(締切：11月29日(金))

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施  
(令和7年1月31日(金)まで)

労働局に支給申請  
(申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または令和7年2月7日(金)のいずれか早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

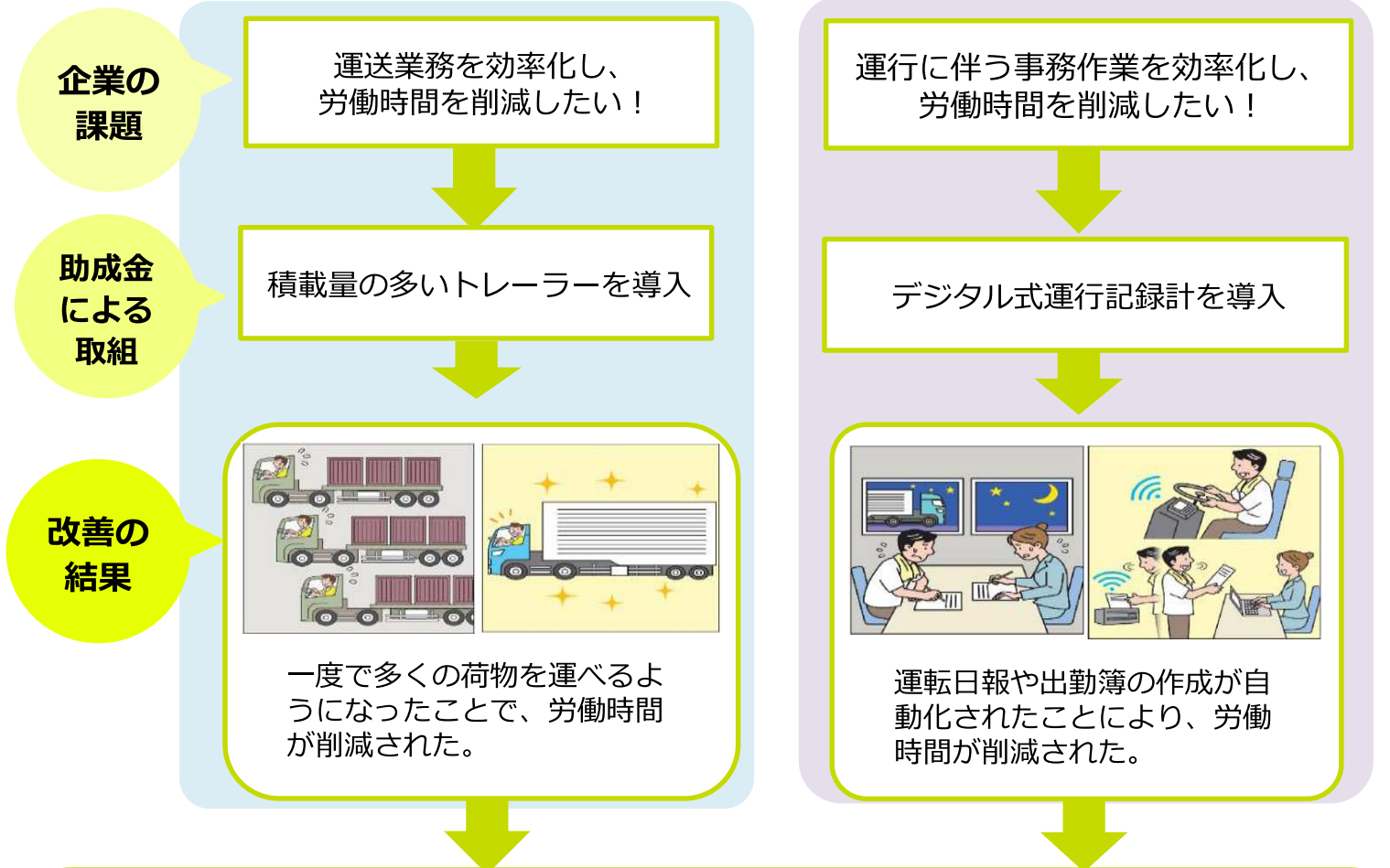


# 令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（**運送業**）のご案内



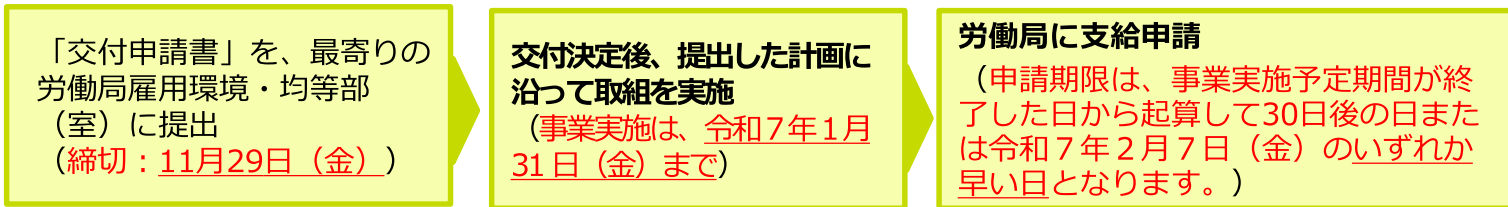
令和6年4月1日に、自動車運転の業務にも、**時間外労働の上限規制が適用されました。**  
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

## 課題別にみる助成金の活用事例



**生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!**

## ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

**助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。**



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する  
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら  
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



# 業種別課題対応コース（運送業）の助成内容

## 対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第140条第1項に定める自動車運転の業務に従事する労働者を雇用する中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 下記「成果目標」④を選択する場合は、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。

など

(※1) 中小企業事業主の範囲

以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資額が**3億円以下**
- ・常時使用する労働者が**300人以下**

## 助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※3)

(※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

## 成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください(※4)。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間を縮減させること。
  - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
  - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
- ② **年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入**すること。
- ③ **時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入**し、かつ、交付要綱で規定する**特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇）のいずれか1つ以上を新たに導入**すること。
- ④ **10時間以上の勤務間インターバルを導入**すること。（新規導入、適用範囲の拡大、時間延長）
 

(※4) 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引上げを行うことを成果目標に加えることができます。

## 助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。

**【助成額最大950万円】**

助成額	以下のいずれか低い額
	I 以下1～4の上限額及び5の加算額の合計額 II 対象経費の合計額×補助率3/4(※5) (※5) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

**【Iの上限額】**

### 1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

**2. 成果目標②の上限額：25万円**

**3. 成果目標③の上限額：25万円**

**4. 成果目標④の上限額**

勤務間インターバルを新規導入した場合の上限額は、休憩時間数に応じて、下記の表のとおりとなります。

休憩時間数(※6)	1企業当たりの上限額(※7)
10時間以上 11時間未満	150万円
11時間以上	170万円

(※6) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

(※7) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長のみの場合は、上記の表の1/2が上限額となります。

### 5. 賃金引上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円(上限300万円)
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円(上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)





# 令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（病院等）のご案内



令和6年4月1日に、医業に従事する医師にも、**時間外労働の上限規制が適用されました。**  
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や勤務間インターバル制度の導入、医師の働き方改革の推進等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

## 課題別にみる助成金の活用事例

企業の  
課題

X線検査に関する業務を効率化し、  
労働時間を削減したい！

内視鏡の洗浄作業を効率化し、  
労働時間を削減したい！

助成金  
による  
取組

デジタル画像診断システムを導入

内視鏡自動洗浄機を導入

改善の  
結果



検査の準備や、フィルムの運搬・保管に要する時間が削減されたことにより、労働時間が削減された。



新人でも1人で作業が可能になったことや、洗浄に要する時間が削減されたことにより、労働時間が削減された。

生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

## ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの  
労働局雇用環境・均等部  
(室)に提出  
(締切：11月29日(金))

交付決定後、提出した計画に  
沿って取組を実施  
(事業実施は、令和7年1月  
31日(金)まで)

労働局に支給申請

(申請期限は、事業実施予定期間が  
終了した日から起算して30日後の日ま  
たは令和7年2月7日(金)のいずれ  
か早い日となります。)

(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する  
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している  
「申請マニュアル」や「申請様式」は、  
こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も  
可能です。詳しくはこちら  
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



# 業種別課題対応コース（病院等）の助成内容

## 対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を営む中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 下記「成果目標」④を選択する場合は、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。 など

(※1)中小企業事業主の範囲

以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資持分が**5,000万円以下**
- ・常時使用する労働者が**300人以下**

## 助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新(※3)

(※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

## 成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください(※4)。

- ① **月80時間を超える36協定の時間外・休日労働時間を縮減**させること。  
・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定  
・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
- ② **年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入**すること。
- ③ **時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ、交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇）のいずれか1つ以上を新たに導入**すること。
- ④ **9時間以上の勤務間インターバルを導入**すること。（新規導入、適用範囲の拡大、時間延長）
- ⑤ **医師の働き方改革の推進（ア 労務管理体制の構築等とイ 医師の労働時間の実態把握と管理を実施すること。）**

(※4) 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

## 助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を助成します。

**【助成額最大1,000万円】**

助成額	以下のいずれか低い額
	I 以下1～5の上限額及び6の加算額の合計額 II 対象経費の合計額×補助率3/4(※5) (※5) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

**【Iの上限額】**

### 1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

### 2. 成果目標②の上限額：25万円

### 3. 成果目標③の上限額：25万円

### 4. 成果目標④の上限額

勤務間インターバルを新規導入した場合の上限額は、休息時間数に応じて、下記の表のとおりとなります。

休息時間数(※6)	1企業当たりの上限額(※7)
9時間以上10時間未満(※8)	120万円
10時間以上11時間未満	150万円
11時間以上	170万円

(※6) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

(※7) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長のみの場合は、上記の表の1/2が上限額となります。

(※8) B水準、連携B水準、C-1水準、C-2水準の医師については、10時間以上の休息時間数とする必要があります。

### 5. 成果目標⑤の上限額：

以下を全て実施した場合(※9)に**50万円**

- ア(ア) 労務管理責任者を設置し、責任の所在とその役割を明確にすること。  
(イ) 医師の副業・兼業先との労働時間の通算や医師の休息時間確保、長時間労働の医師に対する面接指導の実施に係る協力体制の整備を行うこと(※10)  
(ウ) 人事・労務管理のマネジメント研修を実施するなど、労働時間管理について理解を深める取組を行うこと。

イ 労働時間と労働時間でない時間の区別などを明確にした上で、医師の労働時間の実態把握を行うこと。

(※9) 実施事項の詳細は申請マニュアルをご覧ください。

(※10) 副業・兼業を行う医師がいる場合に限る。

### 6. 賃金引き上げの達成時の加算額

常時使用する労働者数が30人を超える場合は、達成した成果目標の助成上限額に、下記の表の上限額が加算されます(※11)。

引き上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引き上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円(上限150万円)
5%以上引き上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円(上限240万円)

(※11) 常時使用する労働者数が30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上記の表の2倍の上限額が加算されます。

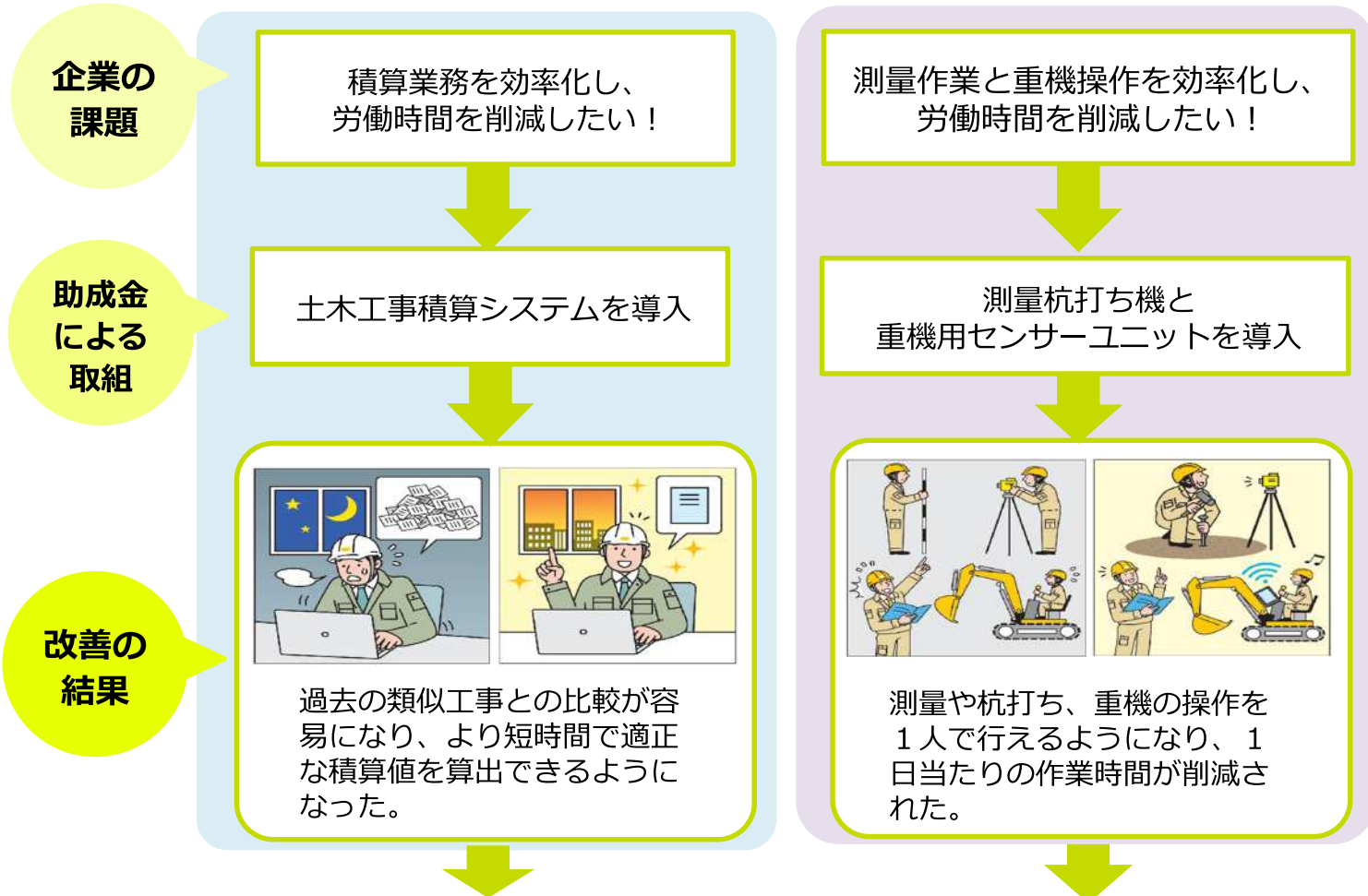


# 令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 業種別課題対応コース（建設業）のご案内



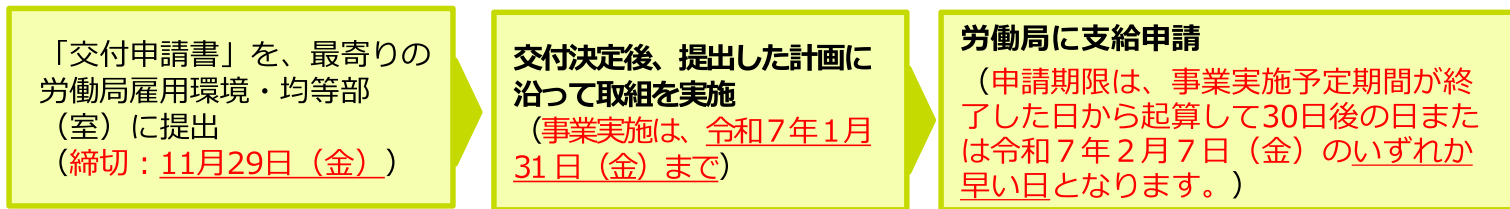
令和6年4月1日に、建設業にも、**時間外労働の上限規制が適用されました。**  
このコースは、生産性を向上させ、労働時間の削減や週休2日制の推進等に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主の皆さまを支援します。ぜひご活用ください。

## 課題別にみる助成金の活用事例



**生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!**

## ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、**11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する  
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら  
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



# 業種別対応コース（建設業）の助成内容

## 対象事業主

以下のいずれにも該当する事業主です。

1. 労働者災害補償保険の適用を受ける労働基準法第139条第2項に定める工作物の建設の事業その他これに関連する事業として厚生労働省令で定める事業を主たる事業として営む中小企業事業主(※1)であること。
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備していること。
3. 交付申請時点で、36協定を締結していること。
4. 下記「成果目標」④を選択する場合は、原則として、過去2年間において月45時間を超える時間外労働の実態があること。
5. 下記「成果目標」⑤を選択する場合、交付申請時点の所定休日数が4週当たり4日から7日であること。

(※1)中小企業事業主の範囲は、以下のいずれかの要件を満たす企業が中小企業になります。

- ・資本または出資額が**3億円以下**
- ・常時使用する労働者が**300人以下**

## 助成対象となる取組 ～いずれか1つ以上を実施～

- ① 労務管理担当者に対する研修(※2)
- ② 労働者に対する研修(※2)、周知・啓発
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取り組み
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用 機器、デジタル式運行記録計の導入・更新(※3)
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器などの導入・更新(※3)

(※2) 研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます。

(※3) 原則として、パソコン、タブレット、スマートフォンは対象となりません。

## 成果目標

以下の「成果目標」から1つ以上を選択の上、達成を目指して取組を実施してください(※4)。

- ① 月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間を縮減させること。
  - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
  - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
- ② **年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること。**
- ③ **時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ、交付要綱で規定する特別休暇（病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療のための休暇、時間単位の特別休暇）のいずれか1つ以上を新たに導入すること。**
- ④ **9時間以上の勤務間インターバルを導入すること。**（新規導入、適用範囲の拡大、時間延長）
- ⑤ 全ての対象事業場において、4週における所定休日を1日から4日以上増加させること。
 

(※4) 上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間当たりの賃金額を3%以上または、5%以上で賃金引上げを行うことを成果目標に加えることができます。

## 助成額

左記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部を支給します。

### 【助成額最大1,000万円】

助成額	以下のいずれか低い額
	I 以下1～5の上限額及び6の加算額の合計額 II 対象経費の合計額×補助率3/4(※5) (※5) 常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5

### 【Iの上限額】

#### 1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

#### 2. 成果目標②の上限額：25万円

#### 3. 成果目標③の上限額：25万円

#### 4. 成果目標④の上限額

勤務間インターバルを新規導入した場合の上限額は、休息時間数に応じて、下記の表のとおりとなります。

休息時間数(※6)	1企業当たりの上限額(※7)
9時間以上 11時間未満	100万円
11時間以上	120万円

(※6) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休息時間数のうち、最も短いものを指します。

(※7) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長のみの場合は、上記の表の1/2が上限額となります。

#### 5. 成果目標⑤の上限額：1日増加ごとに25万円(※8) (最大100万円)

(※8) 年間における所定休日数を定めている場合は、以下の計算式により、4週間当たりの所定休日を算出します。  
(年間所定休日数) ÷ (365日 ÷ 7) × 4

#### 6. 賃金引上げの達成時の加算額

常時使用する労働者数が30人を超える場合は、達成した成果目標の助成上限額に、下記の表の上限額が加算されます(※9)。

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)

(※9) 常時使用する労働者数が30人以下の場合は、達成した成果目標の助成上限額に、上記の表の2倍の上限額が加算されます。

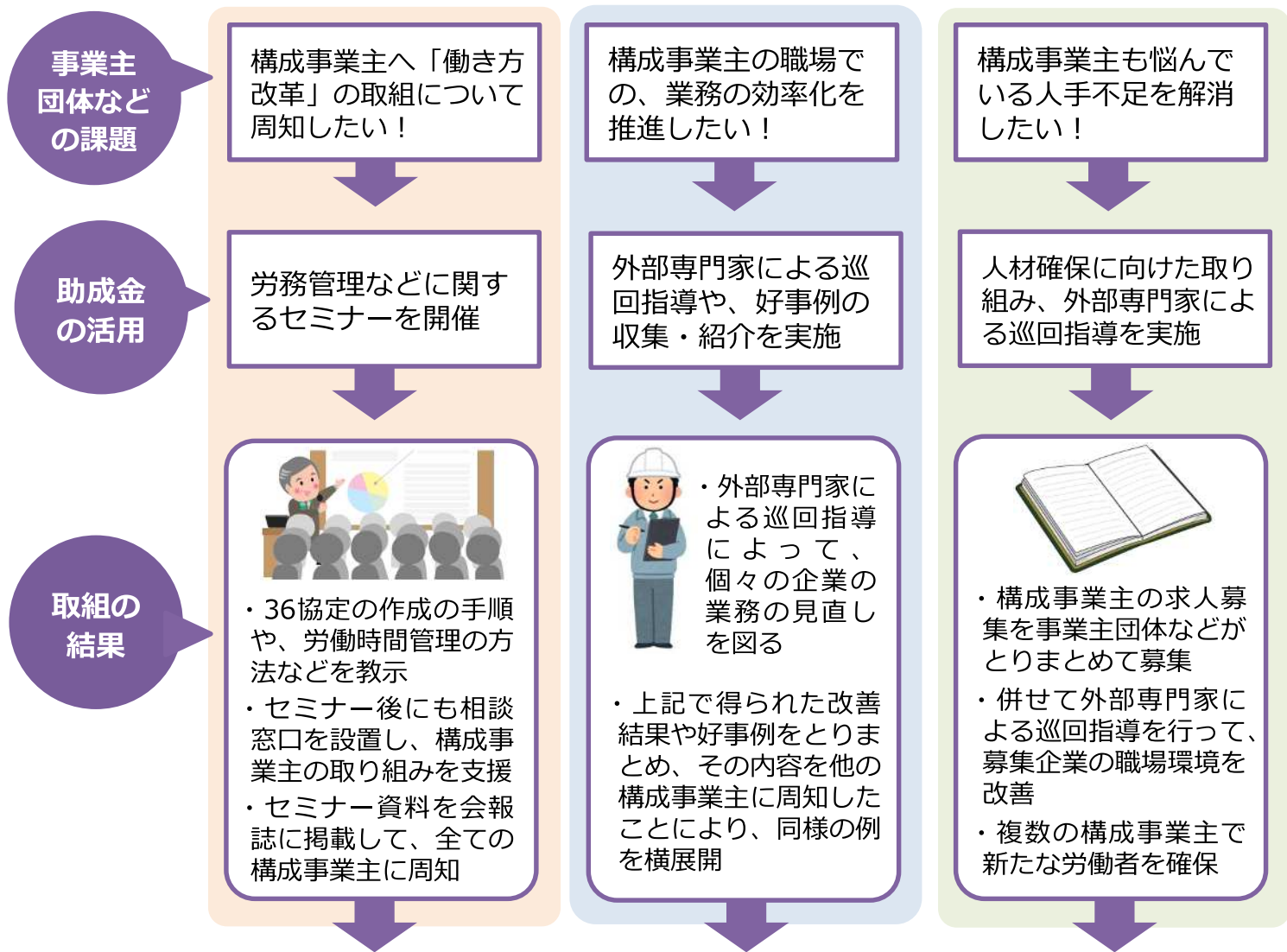
# 令和6年度「働き方改革推進支援助成金」 団体推進コースのご案内

令和2年4月1日から、中小企業に、**時間外労働の上限規制が適用されました。**

このコースでは、事業主団体などが、その傘下の事業主のうち、労働者を雇用する事業主（以下「構成事業主」といいます）の労働条件の改善のために、時間外労働の削減や賃金引き上げに向けた取組を実施した場合に、重点的に助成金を支給します。

業界の活性化のためにも、ぜひご活用ください。

## 課題別にみる助成金の活用事例



中小企業における労働時間などの設定改善推進に向けて、環境を整備！

助成内容について詳しくは、裏面をご参照ください。



ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する  
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。



申請書の記載例を掲載している  
「申請マニュアル」や「申請様式」は、  
こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も  
可能です。詳しくはこちら  
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



# 団体推進コースの助成内容

## 対象事業主

以下のいずれかに該当する事業主団体など（※1）です。

- ① 3者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある事業主団体
  - ア 法律で規定する団体（事業協同組合、事業協同小組合、信用協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、都道府県中小企業団体中央会、全国中小企業団体中央会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、商工会議所、商工会、生活衛生同業組合、一般社団法人および一般財団法人）、鹿児島県及び沖縄県における砂糖を製造する事業に関連する団体
  - イ 上記以外の事業主団体（一定の要件有）
- ② 10者以上で構成され、かつ1年以上の活動実績がある共同事業主  
共同する全ての事業主の合意に基づく協定書を締結しているなどの要件を満たすこと。

（※1）事業主団体などが労働者災害補償保険の適用事業主であり、中小企業事業主の占める割合が、構成事業主全体の2分の1を超える必要があります。

中小企業事業主とは、以下のAまたはBの要件を満たす中小企業になります。

業種	A 資本または出資額	B 常時使用する労働者
小売業 (飲食店を含む)	5,000万円以下	50人以下
サービス業（※2）	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

（※2）医業に従事する医師が勤務する病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院については常時使用する労働者数が300人以下の場合は、中小企業事業主に該当します。

## 助成対象となる取組

～いずれか1つ以上を実施すること～

- ① 市場調査の事業
- ② 新ビジネスモデルの開発、実験の事業
- ③ 材料費、水光熱費、在庫などの費用の低減実験（労働費用を除く）の事業
- ④ 下請取引適正化への理解促進など、労働時間などの設定の改善に向けた取引先との調整の事業
- ⑤ 販路の拡大などの実現を図るための展示会開催および出展の事業
- ⑥ 好事例の収集、普及啓発の事業
- ⑦ セミナー（※3）の開催などの事業
- ⑧ 巡回指導、相談窓口の設置などの事業
- ⑨ 構成事業主が共同で利用する労働能率の増進に資する設備・機器の導入・更新の事業
- ⑩ 人材確保に向けた取り組みの事業

（※3）勤務間インターバル制度に関する事項を含みます。

## 成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取組を実施してください。

助成対象となる取り組み内容について、事業主団体などが事業実施計画で定める**時間外労働の削減または賃金引上げに向けた改善事業の取組を行い、構成事業主の2分の1以上に対してその取組または取組結果を活用すること。**

## 助成額

上記「成果目標」を達成した場合に、助成対象となる取組の実施に要した経費を助成します。**【助成額最大1000万円】**

助成額	以下のいずれか低い方の額 <ol style="list-style-type: none"><li>① 対象経費の合計額</li><li>② 総事業費から収入額（※4）を控除した額</li><li>③ 上限額（※5）</li></ol>
-----	---

（※4）例えば、試作品を試験的に販売し、収入が発生する場合などが該当します。

（※5）上限額は以下のとおりです。

- ① 原則、上限額は**500万円**
- ② 都道府県単位または複数の都道府県単位で構成する事業主団体など（傘下企業が10者以上）に該当する場合の上限額は**1,000万円**

## ご利用の流れ

「交付申請書」を、最寄りの労働局雇用環境・均等部（室）に提出（締切：**11月29日（金）**）

交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施（事業実施は、**令和7年2月14日（金）**まで）

### 労働局に支給申請

（申請期限は、事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日または令和7年2月28日（金）のいずれか早い日となります。）

**（注意）本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。**

# キャリアアップ助成金のご案内 (令和6年度版)

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいます。）といった、**非正規雇用労働者の**企業内でのキャリアアップを促進するため、**正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

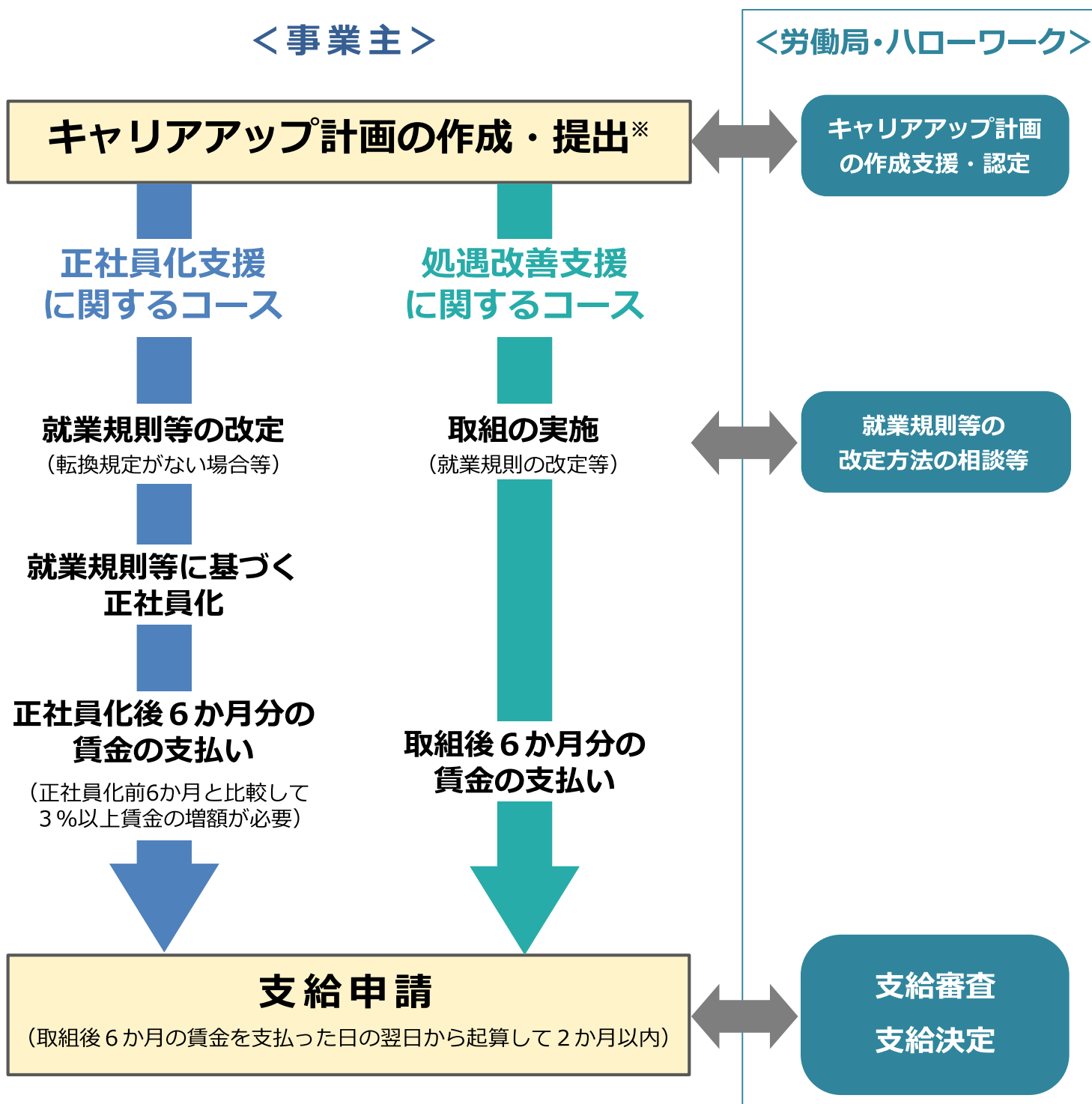
助成内容		助成額		
		中小企業の場合	大企業の場合	
正社員化支援	正社員化コース	①有期 → 正規	80万円	60万円
		②無期 → 正規	40万円	30万円
	障害者正社員化コース	※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用労働者で直接雇用する場合に加算 1人当たり28.5万円（大企業も同額）		
		※ 対象者が母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合に加算 ①：1人当たり9.5万円 ②：4.75万円（大企業も同額）		
		※ 人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化した場合に加算 （自発的職業能力開発訓練または定額制訓練以外）の訓練修了後 ①：1人当たり9.5万円 ②：4.75万円（大企業も同額）		
		※ 人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化した場合に加算 （自発的職業能力開発訓練または定額制訓練修了後） ①：1人当たり11万円 ②：5.5万円（大企業も同額）		
		※ 正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円）		
		※ 多様な正社員制度(注)を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に 加算（注：勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上） 1事業所当たり40万円（大企業の場合、30万円）		
		① 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合		
		② 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者以外の場合		
処遇改善支援	賃金規定等改定コース	3%以上5%未満	5万円	3.3万円
		5%以上	6.5万円	4.3万円
	賃金規定等共通化コース	※ 「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円）		
		1事業所当たり	60万円	45万円
	賞与・退職金制度導入コース	1事業所当たり		
		40万円	30万円	
	社会保険適用時処遇改善コース	※ 同時に導入した場合に加算 16.8万円（大企業の場合、12.6万円）		
		手当等支給メニュー	50万円	37.5万円
		併用メニュー	50万円	37.5万円
		労働時間延長メニュー	30万円	22.5万円

※ 短時間労働者労働時間延長コースは令和6年3月31日を以て廃止し、当該日に行った取組まで助成を受けられます。

- ◆ 支給要件の詳細や助成上限（人数・回数等）については、裏面ご案内のホームページよりご確認ください。
- ◆ 正社員化コース、障害者正社員化コース、社会保険適用時処遇改善コースは、各支給対象期の取組を講じた場合の合計額です。

# キャリアアップ助成金の申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、  
各コースの実施日の**前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要**です。



※ 計画の提出（支給申請）は、窓口への持参、郵送、電子申請によって行うことができます。

◆ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

◆ パンフレット、申請様式、Q&Aは厚生労働省ホームページに掲載しています。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/part\\_haken/jigyounushi/career.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html)

キャリアアップ助成金

検索

